

官報

號外 昭和十二年三月二十一日

○第七十回衆議院議事速記録第二十七號

| | |
|--|------|
| 昭和十二年三月二十日(土曜日) | 第一讀會 |
| 午後一時四十三分開議 | |
| 議事日程第二十八號 | |
| 昭和十二年三月二十日 | |
| 午後一時開議 | |
| 第一 (第一號)昭和十一年度歲入歲出 總豫算追加案 | 第一讀會 |
| 第一 (特第一號)昭和十一年度各特別 會計歲入歲出豫算追加案 | 第一讀會 |
| 第三 製鐵事業法案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第四 大正九年法律第五十三號中改正 法律案(關稅法及關稅定率法等ノ朝 鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出) | 第一讀會 |
| 第五 大正九年法律第五十六號中改正 法律案(北海道拓殖鐵道補助ニ關ス ル件)(政府提出) | 第一讀會 |
| 第六 防空法案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第七 海外移住組合聯合會ニ對スル政 府貸付金ノ出資等ニ關スル法律案 (政府提出) | 第一讀會 |
| 第八 農村負債整理資金特別融通及損 失補償法案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第九 帝國燃料興業株式會社法案(政 府提出) | 第一讀會 |
| 第十 人造石油製造事業法案(政府提 出) | 第一讀會 |
| 第十一 日本銀行金買入法中改正法律 案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第十二 昭和十二年度一般會計歲出ノ 財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關ス ル法律案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第十三 神戸商業大學移轉改築費ニ充 用シタル金額ノ補填ニ關スル法律案 (政府提出) | 第一讀會 |
| 第十四 肥料取締法中改正法律案(政 府提出、貴族院送付) | 第一讀會 |
| 第十五 酒造組合法中改正法律案(政 府提出、貴族院送付) | 第一讀會 |
| 第十六 日本無線電信株式會社法中改 正法律案(政府提出、貴族院送付) | 第一讀會 |
| 第十七 特許法中改正法律案(政府提 出、貴族院送付) | 第一讀會 |
| 第十八 商標法中改正法律案(政府提 出、貴族院送付) | 第一讀會 |
| 第十九 不正競争防止法中改正法律案 (政府提出、貴族院送付) | 第一讀會 |
| 第一豫備金支出ノ件 | |
| 昭和十一年度滿洲事件 | |
| 第一豫備金支出ノ件 | |

第二十 裁判所構成法中改正法律案

(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第二十一 大正十年法律第百二號中改
正法律案(定年ニ因ル退職判事檢事
ノ恩給ニ關スル件)(政府提出、貴族院
送付)

第二十二 兵役法中改正法律案(政府
提出、貴族院送付) 第一讀會

第二十三 產業組合中央金庫法中改正
法律案(政府提出、貴族院送付)

第二十四 產業組合自治監查法案(政
府提出、貴族院送付) 第一讀會

第二十五 軍機保護法改正法律案(政
府提出、貴族院送付) 第一讀會

第二十六 刑事訴訟法中改正法律案
(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第二十七 外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共
助法中改正法律案(政府提出、貴族院
送付)

第二十八 百貨店法案(政府提出、貴族
院送付) 第一讀會

第二十九 辨理士法中改正法律案(政
府提出、貴族院送付) 第一讀會

三十

自昭和十一年一月昭
和十一年度第二豫備金
支出ノ件

至同 年三月昭
和十一年一月昭

自昭和十一年一月昭
和十一年度豫備金外ニ
於テ豫算超過及豫算

至同 年三月昭
和十一年度豫備金支
出ノ件

自昭和十一年一月昭
和十一年度豫備金支
出ノ件

承
ム
ル

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

北海道拓殖計畫改訂案樹立促進ニ關スル

建議案

提出者

木下成太郎君

山本 厚三君

東

武君

手代木隆吉君

一柳仲次郎君

淺川 浩君

坂東幸太郎君

板谷 順助君

東條 貞君

澤田 利吉君

岡田 春夫君

大島 寅吉君

渡邊 泰邦君

尾崎 天風君

議案

提出者

木下成太郎君

山本 厚三君

東 武君

岡田伊太郎君

手代木隆吉君

林 路一君

一柳仲次郎君

淺川 浩君

坂東幸太郎君

板谷 順助君

東條 貞君

岡田 春夫君

南雲 正朔君

北 勝太郎君

(以上三月十九日提出)

議案
提出者
木下成太郎君
東 武君
手代木隆吉君
一柳仲次郎君
坂東幸太郎君
東條 貞君
岡田 春夫君
南雲 正朔君
北 勝太郎君
(以上三月十九日提出)一昨十九日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ
第一部選出豫算委員
一昨十九日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ
豫算委員
理事 比佐 昌平君 (理事坂東幸太郎
君本月十二日委員辭任ニ付其
出)外一件委員一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲特別會計
ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律案 (政府提
出)外一件委員
辭任星島 二郎君 補闕志賀和多利君
辭任中村 又一君 補闕中村 梅吉君
農地法案 (政府提出) 委員
辭任助川啓四郎君 補闕東郷 實君
山松壽君

如シ

尾去澤鑛山中ノ澤鑛溝沈澱池ダム決潰ニ
關スル再質問主意書

提出者

川俣 清音君

河上丈太郎君

帝國在鄉軍人會會員國有鐵道運賃割引ニ
關スル質問主意書

提出者

服部米次郎君

松田喜三郎君

度量衡法改正ニ關シ調査會ノ審議ニ關ス
ル質問主意書

提出者

原口初太郎君

宮脇 長吉君

八角 三郎君 升田 憲元君

提出者

高橋熊次郎君

岡田伊太郎君

八田 宗吉君

(以上三月十九日提出)

豫算委員
提出者
木下成太郎君
東 武君
手代木隆吉君
一柳仲次郎君
坂東幸太郎君
東條 貞君
岡田 春夫君
南雲 正朔君
北 勝太郎君
(以上三月十九日提出)

一昨十九日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第一部選出豫算委員
一昨十九日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ
豫算委員
理事 比佐 昌平君 (理事坂東幸太郎
君本月十二日委員辭任ニ付其
出)外一件委員

午後一時五十一分開議

○議長(富田幸次郎君) 休憩前ニ引續キ會

議ヲ開キマス、日程第一及ビ第二ハ豫算案

デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議

アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程第一、第一號、昭和十一年度歲入歲出總豫算追加案、日程第一、特
第一號、昭和十一年度各特別會計歲入歲出
豫算追加案、右兩案ヲ一括シテ議題ト致シ
マス、豫算委員長ノ報告ヲ求メマス——小輸出補償法中改正法律案 (政府提出) 委員
辭任福井 基三君 補闕瀬川 嘉助君
辭任守屋 荣夫君 補闕井阪 豊光君
辭任小柳 牧衛君 補闕原 玉重君
辭任岡崎 壽君 補闕川村保太郎君
商法中改正法律案 (政府提出) 貴族院送
付) 委員
辭任板谷 順助君 補闕青木雷三郎君
樺太市制案 (政府提出) 貴族院送付) 委員
辭任綾部健太郎君 補闕石坂 豊一君
鐵道敷設法中改正法律案 (政府提出) 委員
辭任岡崎 壽君 補闕塚本 重藏君

第一 (第一號) 昭和十一年度歲入歲出

總豫算追加案

第二 (特第一號) 昭和十一年度各特別

會計歲入歲出豫算追加案

報告書

一 (第一號) 昭和十一年度歲入歲出總豫算

追加案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十二年三月十九日

豫算委員長 小山 松壽

衆議院議長 富田幸次郎殿

報告書

一 (特第一號) 昭和十一年度各特別會計歲

入歲出豫算追加案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

豫算委員長 小山 松壽

衆議院議長 富田幸次郎殿

(小山松壽君登壇)

○小山松壽君 只今議題トナリマシタ第一
號、昭和十一年度歲入歲出總豫算追加案、
及ビ特第一號、昭和十一年度各特別會計歲
入歲出豫算追加案ニ付テ、委員會ニ於ケル
経過茲ニ結果ノ概要ヲ御報告申上ゲマス
第一號、昭和十一年度總豫算ノ追加案ハ、
外務省所管、電信料及ビ北支領事館警察充
實ニ要スル經費、内務省所管、警察費帶
支辨金及ビ府縣災害旅費ノ増加、大藏省所

管、議院事務費ノ増加、海軍省所管、滿洲事

件費ノ増加、遞信省所管、恩給ノ増加等ニ要

スル經費ノ追加デアリマシテ、其金額ハ六

百二十萬餘圓デアリマス、是ガ財源ハ國債

ノ低利借換ニ依ル國債費ノ不用額、及ビ第

二豫備金ノ支出殘額ヲ以テ、之ヲ支辨スル

トノ説明デアリマシタ、即チ昭和十一年度

ニ於ケル豫算實行上ノ歲入超過額ヲ以テ、
之ニ充當スルモノナルコトハ、豫算書ニア

ル説明ノ通リデアリマス

次ニ特第一號、昭和十一年度各特別會計
ノ豫算追加案ハ、大藏省所管、關東局、及
ビ拓務省所管朝鮮總督府並臺灣總督府ニ屬

スル經費ノ追加デアリマス、其財源ハ豫算

書ノ説明ニアリマス通り、前年度剩餘金繰

入及ビ官業並官有財產收入ヲ以テ、之ニ充

當スルコトニナツテ居リマス

以上兩案ニ對シ立憲民政黨ノ篠原陸朗君

ヨリ、追加豫算提出ノ形式問題、及ビ警察

費連帶支辨金ノ増加ト、警察制度上ノ問題

等ニ關シテ質疑ヲセラレ、又立憲政友會ノ

木村正義君ヨリ、追加豫算ノ財源ニ關聯シ

テ前年度剩餘金ノ繰入問題、及ビ北支領事

館警察充實ニ關スル經費ノ內容、及ビ満洲事

件費等ニ付テ質疑ヲ重ねラレマシタガ、要

スルニ兩案共ニ説明書ノ通り事務的ノ追加

ト認メ、昨日午後直チニ討論ニ入りマシ

テ、立憲民政黨ノ豊田豊吉君、立憲政友會

室ノ平野力三君、及ビ國民同盟ノ野中徹也

君ヨリ賛成ノ旨ノ發言ガアリマシタ、又社

會大眾黨ノ田万清臣君ヨリ賛否ヲ留保スル
旨ノ發言ガアリマシタ、採決ノ結果、兩案

トモニ大多數ヲ以テ可決致シマシタ、詳細

ハ會議錄ニ就テ御覽ヲ御願致シマス、此段

御報告致シマス(拍手)

○議長(富田幸次郎君) 採決致シマス、兩

案ノ委員長報告ハ何レモ可決デアリマス、
兩案ヲ一括シテ委員長報告通り決スルニ贊

成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(賛成者起立)

○議長(富田幸次郎君) 起立多數(拍手)仍

テ兩案共委員長報告ノ通り可決確定致シマ

シタ(拍手)日程第三、製鐵事業法案ノ第一

讀會ヲ開キマス——商工大臣伍堂卓雄君

第三 製鐵事業法案(政府提出)

第一讀會

製鐵事業法案

製鐵事業法

第一條 本法ハ產業ノ發展及國防ノ整備

ヲ期スル爲本邦ニ於ケル製鐵事業ノ健

全ナル發達ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ製鐵事業ト稱スルハ

銑鐵、鋼鐵、鋼材(鍛鋼品及鑄鋼品ヲ

含ム)其ノ他ノ鐵鋼ノ製造及之ニ附隨

スル副生物ノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第七條 第三條ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ム

ル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ前

條ニ規定スル設備ヲ新設シタル製鐵事

業者ニハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ

十五年間其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業

ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

前項ノ副生物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ

前項ノ製鐵事業者其ノ設備完成前其ノ
設備ノ一部ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム場合
ニ於テモ其ノ事業ニ付所得稅及營業收

益稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期
第四條 前條ノ許可ヲ受ケタル者(製鐵
事業者)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ
事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ理由アリト認ム場合ニ
限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコト
ヲ得

製鐵事業者前二項ノ期間内ニ其ノ事業
ヲ開始セザルトキハ前條ノ許可ハ其ノ
效力ヲ失フ

第五條 製鐵事業者其ノ設備ヲ增設シ又
ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル
所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第六條 一ノ場所ニ於テ命令ノ定ムル所
ニ依リ一年十萬噸以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備
ヲ以テ營ム製鐵事業ハ土地收用法第二
條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得
ル事業トシ同法ヲ適用ス

第七條 第三條ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ム

ル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ前

條ニ規定スル設備ヲ新設シタル製鐵事

業者ニハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ

十五年間其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業

ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

前項ノ製鐵事業者其ノ設備完成前其ノ

設備ノ一部ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム場合

ニ於テモ其ノ事業ニ付所得稅及營業收

益稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期

間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限
ニ在ラズ

前二項ノ製鐵事業ヨリ生ズル所得又ハ
純益ガ法人ニ在リテハ各事業年度、個
人ニ在リテハ各年ノ資本金額ニ對シ年
百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル
所得又ハ純益ニ付テハ前二項ノ規定ヲ
適用セズ但シ所得稅法第十九條又ハ營
業收益稅法第八條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲ
ズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ勅令ヲ以
テ之ヲ定ム

第八條 第六條ノ規定ニ該當セザル設備
ヲ有スル製鐵事業者其ノ設備ニ付第五
條ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所
ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ第六條
ノ規定ニ該當スルニ至ルベキ設備ヲ增
設シタルトキハ其ノ増設シタル設備ヲ
以テ營ム製鐵事業ニ付前條ノ規定ヲ準
用ス

第六條ニ規定スル設備ヲ以テ營ム製鐵
事業者第五條ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令
ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間
内ニ其ノ場所ニ於テ製銑又ハ製鋼ノ設
備ヲ増設シタルトキ亦前項ニ同ジ

第九條 第三條ノ許可又ハ第五條ノ増設
ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政
府ノ指定スル期間内ニ一ノ場所ニ於テ
一年五千二百五十疋以上ノ製綱能力ヲ
有スル設備ヲ新設シ又ハ増設シタル鍛
稅ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業
ニ對シ又ハ其ノ免除セラレタル事業ニ
屬スル資本金額、從業者、營業用ノ工

鋼品又ハ鑄鋼品ノ製造事業者ニハ第七
條ノ規定ヲ準用ス

第三條ノ許可又ハ第五條ノ増設ノ許可
ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指
定スル期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年二
千五百疋以上ノ製銑能力又ハ製鋼能力
ヲ有スル設備ヲ新設シ又ハ増設シタル
低燐銑鐵製造事業者、埠端製鋼事業者
及電氣製鐵事業者ニ付亦前項ニ同ジ

第十條 第三條ノ許可又ハ第五條ノ増設
ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政
府ノ指定スル期間内ニ砂鐵又ハ命令ヲ
以テ定ムル鐵鑄ノ製鍊ヲ目的トスル特
殊ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シタル製鐵
事業者ニハ其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事
業ニ付第七條第一項及第二項ノ規定ヲ
準用ス

第十一條 砂鐵又ハ前條ノ鐵鑄ヲ配合シ
テ製銑ヲ爲ス製鐵事業者ニハ配合ノ割
合ニ應ジ其ノ製鐵事業ニ付本法施行ノ
日ヨリ十五年間命令ノ定ムル所ニ依リ
ノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 製鐵事業ヲ繼續スル者又ハ其
ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實
アル者ハ前製鐵事業者ガ本法ニ依ル所
得稅及營業收益稅免除期間内ニ在ルト
キハ其ノ期間ヲ承繼ス

第十四條 帝國内ニ於テ製造シタル鋼材
ガ船舶ノ建造又ハ修繕ニ使用セラレタ
ル場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ其ノ鋼材ノ製造者ニ對シ獎勵金
ヲ交付スルコトヲ得

第十五條 詐欺ノ行爲ヲ以テ前條ノ獎勵
金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ
金額ヲ返還セシム

第十九條 前條ノ統制協定ヲ爲シタル製
鐵事業者ノ爲其ノ統制協定ニ基キ共同
販賣其ノ他共同ノ目的ヲ達スルニ必要
ナル事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル事項
ヲ政府ニ届出ヅベシ

第二十條 政府公益上必要アリト認ム
トキハ製鐵事業者ニ對シ鐵鋼ノ供給數
量、販賣價格又ハ販賣條件ノ變更其ノ
他鐵鋼ノ需給ノ圓滑又ハ價格ノ公正ヲ
圖ル爲必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

トキハ本法施行ノ日ヨリ十年間命令ノ
定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス
ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止ゼン
トルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政
府ノ許可ヲ受クベシ

製鐵事業者タル法人ノ合併又ハ解散ノ
決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認
可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼ
ズ

作物若ハ物件、使用動力又ハ收入ヲ標
準トシテ課稅スルコトヲ得ズ但シ市町
村其ノ他之ニ準ズベキモノニシテ特別
ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場
合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リ所得稅
及營業收益稅ヲ免除セラレタル事業ニ
ハ之ヲ適用セズ但シ其ノ事業ガ第七條
乃至第九條ノ規定ニ依リ所得稅及營業
收益稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキモ

トキハ本法施行ノ日ヨリ十年間命令ノ
定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止ゼン
トルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政
府ノ許可ヲ受クベシ

製鐵事業者タル法人ノ合併又ハ解散ノ
決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認
可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼ
ズ

トキハ本法施行ノ日ヨリ十年間命令ノ
定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

第二十一條 政府軍事上必要アリト認ム

ルトキハ製鐵事業者ニ對シ製鐵ニ關ス
ル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設、

命令ヲ以テ定ムル製鐵原料ノ保持其ノ
他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ

得

第二十二條 政府ハ製鐵事業者ニ對シ其
ノ業務ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ其
ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處

分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當
該官吏ヲシテ製鐵事業者ノ事務所、營

業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢
シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物
件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ

於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシ
ムベシ

第二十三條 政府ハ第三條第一項但書ノ
規定ニ依リ許可ヲ受クルコトヲ要セザ

ル製鐵事業ヲ營ム者ニ對シ命令ノ定ム
ル所ニ依リ其ノ設備ノ能力其ノ他必要
ナル事項ヲ届出デシムルコトヲ得

第二十四條 政府第三條ノ許可又ハ第二
十條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サンタルス
トキハ製鐵事業委員會ニ議ヲ經ベシ
製鐵事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ
以テ之ヲ定ム

第二十五條 製鐵事業者本法若ハ本法ニ
基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス
處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ
爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止

シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ
又ハ法人ノ役員ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 第十九條ノ規定ニ該當スル
者ハ第十八條 第二十條第一項、第二
十二條又ハ前條ノ規定ノ適用ニ關シテ
ハ之ヲ製鐵事業者ト看做ス

第二十七條 第三條ノ規定ニ違反シ許可
ヲ受ケズシテ製鐵事業ヲ營ミタル者ハ
五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 第二十條又ハ第二十一條ノ
規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ三千
圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 第五條又ハ第十七條第一項
ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ヲ許
可ヲ受ケズシテ爲シタル者ハ千圓以下
ノ罰金ニ處ス

第三十條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ
五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十二條第一項ノ規定ニ依ル報
告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又
ハ監督上必要ナル命令若ハ處分ニ違
反シタル者

第三十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以
テ之ヲ定ム

第三十五條 製鐵業獎勵法ハ之ヲ廢止ス

第三十六條 本法施行ノ際現ニ第三條ノ
規定ニ依リ許可ヲ受クベキ製鐵事業ヲ
營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施
行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル
者ト看做ス

第三十七條 前條ノ製鐵事業者ニシテ本
法施行ノ際現ニ其ノ設備ノ増設又ハ變
更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル
所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ第五條

以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十二條 本法又ハ本法ニ基キテ發ス
ル命令ニ依リ適用スペキ罰則ヘ其ノ者
ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他
ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成
年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定
代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成
年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ
付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條 第十八條又ハ第十九條ノ規
定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ
爲シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十四條 第十九條第一項ノ規定ニ依
ル命令ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ヲ許
可ヲ受ケズシテ爲シタル者ハ千圓以下
ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第十九條第一項ノ規定ニ依
ル命令ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ヲ許
可ヲ受ケズシテ爲シタル者ハ千圓以下
ノ罰金ニ處ス

第三十六條 本法施行ノ際現ニ第三條ノ
規定ニ依リ許可ヲ受クベキ製鐵事業ヲ
營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施
行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル
者ト看做ス

第三十七條 前條ノ製鐵事業者ニシテ本
法施行ノ際現ニ其ノ設備ノ増設又ハ變
更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル
所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ第五條

ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十八條 第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ
受クベキ製鐵事業ヲ營ム爲本法施行ノ
際現ニ製鐵設備ノ建設工事中ニ在ル者
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日
ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看

第三十九條 第三十六條ノ製鐵事業者ニ
シテ本法施行ノ際現ニ其ノ事業ノ全部
又ハ一部ヲ休止セルモノハ本法施行ノ
日ヨリ六月間ヲ限リ第十七條第一項ノ
規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ之
ヲ繼續スルコトヲ得

第四十條 本法施行ノ際現ニ製鐵業獎勵
法ニ依リ所得稅、營業收益稅及地方稅
ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ製鐵事業
ニ付テハ仍從前ノ例ニ依リ所得稅、營
業收益稅及地方稅ヲ免除ス

第四十一條 本法施行ノ際現ニ第十條
第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場
合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前
二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第四十二條 本法施行ノ際現ニ第十條
第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場
合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前
二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第四十三條 本法施行ノ際現ニ第十條
第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場
合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前
二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第四十四條 本法施行ノ際現ニ第十條
第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場
合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前
二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第四十五條 本法施行ノ際現ニ第十條
第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場
合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前
二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第四十六條 本法施行ノ際現ニ第十條
第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場
合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前
二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第四十七條 本法施行ノ際現ニ第十條
第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場
合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前
二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第四十八條 本法施行ノ際現ニ第十條
第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場
合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前
二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第四十九條 本法施行ノ際現ニ第十條
第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場
合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前
二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第五十條 本法施行ノ際現ニ第十條
第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場
合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前
二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第五十一條 本法施行ノ際現ニ第十條
第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場
合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前
二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第五十二條 本法施行ノ際現ニ第十條
第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場
合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前
二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第五十三條 本法施行ノ際現ニ第十條
第一項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場
合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前
二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

ヨリ十五年間命令ノ定ムル所ニ依リ其

ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付所得稅及營業収益稅ヲ免除ス

第四十二條 製鐵事業獎勵法ニ依リテ爲シタル認可、處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四十三條 大正九年法律第十二號第七條ノ二中「製鐵事業獎勵法ニ定ムル能力」ヲ「製鐵事業法ニ定ムル能力」ニ改メ「看做シ」ノ下ニ「製鐵事業法第七條第三項ノ金額又ハ製鐵事業法第四十條ノ規定ニ依リ適用セラル」ヲ加フ

○國務大臣(伍堂卓雄君) 製鐵事業法案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス

本邦製鐵事業ハ最近長足ノ進歩發展ヲ遂ゲマシタノアリマスルガ、斯業ノ内容ヲ見マスルニ、銑鐵、屑鐵、鐵鑛石等ノ製鐵原料モ、年々大量ノ輸入ヲ必要ト致シテ居リマシテ、未ダ以テ外國依存ノ状態ヲ脱却シ得ナイノデアリマス、隨ヒマシテ製鐵國策ノ根本ヲ成シマスルモノハ、速ニ鐵鋼ノ自給ヲ全カラシメ、各種產業ノ發展ニ寄與スル外、外國依存ノ現状ヲ是正シ、尙ホ進ンデハ鐵鋼製品ノ海外輸出ノ進展ニ努メスルト共ニ、併セテ原料資源確保ノ方策ヲ樹立致シマシテ、產業上竝ニ國防上遺憾ナキヲ期スルニアルト思料セラレルノデアリマス、政府ニ於キマシテモ從前ヨリ製鐵事

業ニ付テハ、各種ノ施設ヲ行ッテ參ッタノデアリマシテ、日本製鐵株式會社法及ビ製鐵業獎勵法ノ制定モ、亦其施設ノ一つデアルノデアリマスガ、日本製鐵株式會社法ハ、

日本製鐵株式會社ノ運營ニ關スル監督法規デアリマスルシ、又製鐵業全般ニ適用アリマスル製鐵業獎勵法ハ、斯業ニ對スル保護助長ノミヲ主眼トシ、且ツ其規定致シテ居リマスル保護助長ノ方法モ、製鐵國策ノ見地カラ改正ヲ要スル點ガ少クナイト考ヘラレルノデアリマス、即チ我國ノ製鐵事業ノ現狀ヨリ致シマスルニ、此際進ンデ銑鐵一貫作業ヲ徹底シ、其他合理的設備ノ擴張ニ便宜ナモノ、砂鐵貧鑛等ノ使用獎勵ヲ爲スト共ニ、他面外國屑鐵ニ依存スルガ如キ設備ノ濫設ヲ防止シ、其他斯業ニ對シ適當ナル監督ヲ加ヘ、鐵鋼需給ノ調節ヲ圖リ、以テ斯業ノ健全ナル發達ヲ期スルコトガ肝要デアルト考ヘラレルノデアリマス、仍テ茲ニ製鐵業獎勵法ニ代ヘ、新ニ製鐵事業法ヲ制定シ、斯業ニ對スル適切ナル保護助長ノ施設ヲ講ズルト共ニ、斯業ニ許可制度ヲ施行致シマシテ、之ニ適當ナル監督ヲ加ヘン

○岡崎久次郎君 登壇 (岡崎久次郎君登壇)

○岡崎久次郎君 私ハ只今提出セラレマシタル製鐵事業法案ニ對シマシテ、一二三商工大臣、陸軍大臣、或ハ陸海軍大臣ドナタデモ宜シノデアリマスルガ、軍部大臣竝ニ

大藏大臣ノ御答辯ヲ煩ハス次第デアリマス此現國家ニ必要缺クベカラザル製鐵ノ重要問題ニ對シテ、製鐵事業法案ノ提出ヲ見マシタコトハ、私ノ欣幸トスル所デアリマスガ、私ハ餘程劃時代的ナ、實ニ有效適切ナル、現在ノ製鐵問題ヲ解決シ、將來ニ互シテ

順次ニ御尋ヲ申上ゲマスガ、第一ニ此許可制ヲスルニ付テ、商工大臣ハ從來ノ日本

製鐵ノヤリ方ガ惡イ、故ニ是ハ鑛石鉄法ニ直ナケレババイカヌ、此原理カラ許可制ニシテ、ソレヲ指導スルト云フヤウニ、只今ノ御説明デハ私拜聽致シマシタ、又實際商工大臣ノ御意思ガソコニアルノデハナイカト思フ、又ソコニアッテ當然デアルト思フ、ソコガ流石ニアナタハ斯道ノ權威者デアルト敬服ヲ申上ゲマスガ、併シ何故許可制ニシナケレバナラヌカ、斯ウ云フ點方政

府ト民間當業者ノ常ニ行違フ點デアリマス、左様ナ點ハ結構デアル、惡イトハ申シマセヌ、結構ト認メマス、ソレナラバ何故許可制デナケレバ出來ヌノカ、ソコノ點ガ

云フ新シイ方法ヲ講ズル爲ニ許可制ニシナケレバナラヌカ、而シテ現在變態的ナ、便

臣ノ御出席ヲ要求致シマシタガ、御出席ガアリマセヌデセウカ、如何デセウカ

○議長(富田幸次郎君) 大藏大臣ハ貴族院ノ稅制委員會ニ參ラレマシタ

○岡崎久次郎君 然ラバ少クトモ大藏次官ニ聞イテ戴キタイ點ガアリマスノデ、御出席ヲ要求致シタイト思ヒマス

此製鐵事業法ノ本旨ト見受ケラレマス、隨テ許可制ヨリ來ル政府ノ監督權、所謂統

制、此中々立派ナ强硬ナル政府ノ監督權ヲ規定サレテアルノデアリマス、更ニモウ一ツ第三ノ點ハ、鑛石所謂貧鑛、或ハ特殊ノ鑛山ヲ開發スル、之ヲ獎勵スル、此點方御添物ノヤウニ記載サレテアリマスガ、併シ只今商工大臣ノ提出御説明ニ依レバ、此點ヲ主眼トセラレテ居ルラシヤウニ見受ケテ居リマス、之ニ付キマシテハ、流石ニ商工大臣ハ斯道ノ權威者デアルト一種ノ敬意ヲ表シマス

順次ニ御尋ヲ申上ゲマスガ、第一ニ此許可制ヲスルニ付テ、商工大臣ハ從來ノ日本

製鐵ノヤリ方ガ惡イ、故ニ是ハ鑛石鉄法ニ直ナケレババイカヌ、此原理カラ許可制ニシテ、ソレヲ指導スルト云フヤウニ、只

今ノ御説明デハ私拜聽致シマシタ、又實際商工大臣ノ御意思ガソコニアルノデハナイカト思フ、又ソコニアッテ當然デアルト思フ、ソコガ流石ニアナタハ斯道ノ權威者デアルト敬服ヲ申上ゲマスガ、併シ何故許可制ニシナケレバナラヌカ、斯ウ云フ點方政

府ト民間當業者ノ常ニ行違フ點デアリマス、左様ナ點ハ結構デアル、惡イトハ申シマセヌ、結構ト認メマス、ソレナラバ何故許可制デナケレバ出來ヌノカ、ソコノ點ガ

云フ新シイ方法ヲ講ズル爲ニ許可制ニシナ

テ居ルコトハ、現在ノ製鐵業ノ弊デアル、併シ茲ニ至ラシメタノヘ一體誰ノ罪デアルカ、私ヲシテ言ハシムレバ、商工省ノ多年ノ過チ、多年ノ錯覺ガ斯様ナ方面ニ導イタモノデアルト云フコトハ、私デナクテモ何人モ言フノデアッテ、商工省モ是ニハ御異議ナイト思フ、何故ナラバ、民間ハ熔鑄爐ノ建設ヲ多年熱望シテ、幾回カ度々足ヲ搔木ニシテ商工省ニ御頼ミニ出タ、其時ハ一向御許可ニナラヌ、先達テ申上ゲタ通り、最近初メ商工省ガ昭和七年ニ日本鋼管ニ許可シタト云フコトガ、民間熔鑄爐ノ五百噸デアツカ、ツイ最近許可ガアツタ、其前ハ許可ハ一寸モシテ吳レナイ、仕方ガナイカラ亞米利加邊リカラ屑鐵ヲ取ッテ來テ、サウシテ銑鐵ヲ混合セテ、平爐ニ依ッテ銑鐵ヲ便宜法デヤッテ來タノデアル、是ハ成程間違ッテ居リマセウ、居リマセウケレドモ、茲ニ至ラシメクノハ商工省デアル、其認可制ガ茲ニ至ラシメタト言ハナケレバナラヌガ、之ヲ責メテ以テ、斯ウ云フコトガ惡イカラ、許可制ニシテ縛ラナケレバナラスト云フ理窟ハ、ドウモ私ニハ受取リニクイト思フノデアリマス

第二ノ點ハ左様ナ許可制ニシテ、此非常時期ニ於テ、鐵ノ足リナイ時ニ於テ、鐵ヲ潤澤豊富ニスルト云フコトハ、何處ニモ見出スコトハ出來ヌト思フノデアリマス、國民ハ鐵ノ豐富潤澤低廉ヲ欲シテ居ルノデアリマス、產業ノ根本デアル此鐵ノ豊富低廉ヲ欲シナイ者ハ何處ニモナイガ、

特ニ現在ノ躍進日本ノ工業ノ此形ハ、鐵ノ低廉豊富ナルコトニ依ッテ、初メテ惠マレルコトガ非常ニ多イコトハ、モウ論ヲ俟タナノニシテ此製鐵事業法ノ第一ニ規定サレルヤウニ、產業ノ發展ト國防ノ整備ヲスル爲ニ此法案ヲ布クトアル、御尤デアル、私ハ軍部ガ此法案ニ御贊成デアルト聞イタガ、此點ヲ軍部ニ承リタイノデアリマスガ、此許可制ニ依ッテ軍部ガ豐富低廉ニナルト思ハレタカラ贊成シ、又是ノ協力成立ヲ希望サレルノデアラウト私ハ存ジマス、併シ民間ノ事業ハ、例へバ便宜法ハ將來永遠ノ爲メデハナイトシテモ、現在新設スベキ工場モ政府ノ許可ヲ得ナケレバナラズ、既設ノ工場ヲ改良ヲスルノモ、増設スルノモ、一切賢明ナル商工省ノ御役人ノ許可ヲ得ナケレバ出來ナイ、即チ第五條ニ製鐵事業者其設備ヲ增設シ變更シヨウト設スル時ニハ、命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ、増設スルノモ、變更シヨウト云フノモ、一切政府ノ許可ガナクテハモウ一步モ身動キガ出來ナイ、斯様ナ風デアリマシテ、オ負ケニ其以外ニ後程申シマスガ、此統制指導ノ監督權ノ爲ニ有ユル條件ヲ附ケラレテ居リマスルガ、左様ナキツイテ、監督ハ澤山サレテ、許可ヲ受ケナケルヲ潤澤豊富ニスルト云フコトハ、何處ニモ見出スコトハ出來ヌト思フノデアリマス、國民ハ鐵ノ豐富潤澤低廉ヲ欲シテ居ルノデアリマス、產業ノ根本デアル此鐵ノ

フ一言デアリマス、其許可ハ成程既設會社ハ新設會社ヲ抑付ケテ、既得權ヲ持ツテ居ルカラ大變欣バシイヤウデアリマスガ、其コトガ非常ニ多イコトハ、モウ論ヲ俟タナノニシテ此製鐵事業法ノ既設會社總テガドウヤラ私ノ聞イタ所ニ依ルト、許可制デハ因ルト號泣シテ居ルヤウルト、許可制デハ因ルト號泣シテ居ルヤウルト、許可制ニ依ッテ、能率ハ勿論進シ、製造能率ノ躍進的發展ヲ妨ゲテ、必ズヤ私ハ此許可制ニ依ッテ、能率ハ勿論進シ、製造能率ノ躍進的發展ヲ妨ゲテ、必ズダ工業デアリマスルカラ、增產ハ致シマセウ、增產ハ致シマセウケレドモ、到底今後ノ鐵ノ飢饉、鐵ノ缺乏ヲ此許可制ニ依ッテ滿足シテ解決シヨウト云フヤウナコトハ、是ハ商工大臣ハ少シ御見當ガ違ッテ居ルノ抵壓サレルノハ當然デアリマス、ソシテ現在デモ非常時ノ時代デハナインデアル、準戰時ト云フケレドモ、未ダ世界ニ何ノ問題モ起シテナイ、此時ニ於テ鐵飢饉方叫バレテ、聞イテ見レバ馬關海峽ノ工事モ中止サレタトヤラ、建築モ中止、川口邊リノ鑄物工場モ、休止シテ居ルノガ三分ノ一モ此間ハアツカ、鐵ガ足リナインデ、世界ノ如何ナル國ヨリ高ク、日本ハ鐵ノ値段ガ上ツテ居ル、亞米利加ヤ英吉利ノ鐵ノ値段、運賃ト總テノ諸費ヲ拂ツテ、横濱或ハ神戸ニ著ク値段ヨリモウ一步高イ、日本獨特ノ高イ値段アリマシテ、オ負ケニ其以外ニ後程申シマスガ、此統制指導ノ監督權ノ爲ニ有ユル條件コヘ爲替管理ト云フ厄介ナ瘤ガ附イテ、輸入シヨウト思シテモ一々政府ノ許可ヲ得テ、ニナツテ居ル、ソレハ鐵ガ足リナイン、鐵ガ足リナイカラ、サウ云フ結果ニナツテ居ル、ソケルノデアリマス

更ニ進ンデ私ハ此監督權ノ問題ニ付テ質問ヲシタイト思ヒマス、其許可制ノ特權ハ、許可ヲスルコトト、所得稅ヲ免除シ、營業収益稅ヲ免除スルト云フ外ニハ何モナイ、所ガ現在ノ製鐵所ノ多クハ、モウ既ニ營業收益稅モ所得稅モ免除セラレテ居ルモノガ多

イノデアリマス、故ニ其他ニハ何等特權ハ茲ニハナイ、大體許可ト云フヤウナモノガ、公共トカ、公益トカ、電氣トカ、瓦斯トカ、或ハ生命保險デアルトカ、銀行デアルトカ

云フコトニ付テノ、此許可制ヲ採ラレルト云フコトヘ結構デアリマセウ、又幼稚ナル、

最近許可制ヲ採ラレタル自動車工業ノ如キマス、併シ今ヤ發展ノ途中ニアリ、發達ノ過程ヲ洋々トシテ進ンデ行カントスル、此製鐵業ノ如キニ向ツテ許可制ヲ布カントスルガ如キコトハ、甚ダ現在ニ即シナイ形デハナイカト思フノデアリマス、サウシテ今度ハ製鐵所ニ監督權ト云フ權ヲ振廻ハスト云フ、恐シイコトガ規定サレテアル、之ヲ質問スレバ、イヤソレハ書イタダケデ、何ニソンナコトハシヤシナインダト必ズ仰シヤルデセウ、併シ試ミニ茲ニ申上ゲテ見レバ、新設、既設工場ニ對シテ、設備ヲ増加スルノモ、變更スルノモ、一切許可ヲ受ケルト云フコトヘ、只今申上ゲタ通リデアリマスガ、其他ニ供給數量モ、販賣價格モ、販賣條件モ、一切商工省ノ監督ニナルノデアリマス、即チ需給關係、販賣條件、一切ノ監督ヲ商工省ガナサル、又設備ヲ擴張シロ、作業ノ方法ヲ斯ウシロ、ア、シロト云フ變更命令モ、亦商工省ノ御役人ガナサル、是ハ固ヨリ公益上必要アリト認メタキト云フ肩書ハ附イテ居リマス、肩書ハ附イテ居リマスルガ、公益上必要ト認メタト云フ、公益ト云フ言葉ガ既ニ解釋ガハッキリシナインデアリマス、前回吾々ハ電氣事業法案ノ改正、電氣事業ノ民有トカ、國有トカ云フ問題方出夕時ニ、公益ト云フ問題デハ大ニ議論ヲ闘ハシタガ、公益ノ「デフニシヨン」ガハッキリシナイ、政府ガ公益ト認メレバ、ドウモ公益ニ反對スル譯ニ行カナイ、政府ガ公益ナ

リトシテ、總テノ監督權ヲ振廻サレルニ於テハ、對抗出來ナイデハナイカ、更ニ又軍事上ノ必要ガアレバ——是ハ戰時ノ場合デヤナイノデス、平時ノ場合ニ、軍事上ノ必要ヲ認メレバ、特殊ノ事項ノ研究トカ、特殊設備ノ設備、原料ノ獲得ト云フヤウナコトヲ命令シテ、之ヲヤラセルト云フ、是モテヤックカラト云フ、一特權ニ依ツテ是ダケノ條件ヲ附ケテ居ル、戰時ノ場合ハ、ドウク付イテ居ル、是ハ民間會社ニ唯許可ラシテヤックカラト云フ、一特權ニ依ツテ是ダケノ條件ヲ附ケテ居ル、戰時ノ場合ハ、ドウゼ日本人ハ命マデ捧ゲテ居ルノデスカラ、工場ナンカ捧ゲタツテ何トモ考ヘル人ヘ一人モナインダガ、軍事上ノ必要ト云フコトヲ思ツタダケデ、此有ユル條件ヲ附ケルト云フコトハドウデアラウカ、又其監督上必要アルトキトアルガ、是ハラカシイ、監督上必要アルトキトアルガ、是ハ全然政府ノ考ヘ通リデ、是ハ對抗ハ出來ナイ、政事務所ヘモ營業所ヘモ何處ヘデモ行ッテ、帳簿デモ何デモ引繕返シテ一切ヲ監督スル、要アルトキトアルガ、是ハラカシイ、監督スルノダラウ、斯ウ言ツタラ、ソレハオ前ハ智慧ガナイカラ知ラヌ、ソレハリマス、此議會ニ出テ居ル議案デモ、統制ノ原理ニ依ツテナサレテ居ル議案ガ中

セ日本ナコトヲスルノダラウ、斯ウ言ツタラ、ソレハコトヲスルノダラウ、斯ウ言ツタラ、ソレハコトハドウデアラウカ、又其監督上必要アルトキトアルガ、是ハラカシイ、監督上必要アルトキトアルガ、是ハ全然政府ノ考ヘ通リデ、是ハ對抗ハ出來ナイ、政事務所ヘモ營業所ヘモ何處ヘデモ行ッテ、帳簿デモ何デモ引繕返シテ一切ヲ監督スル、要アルトキトアルガ、是ハラカシイ、監督スルノダラウ、斯ウ言ツタラ、ソレハオ前ハ智慧ガナイカラ知ラヌ、ソレハリマス、此議會ニ出テ居ル議案デモ、統制ノ原理ニ依ツテナサレテ居ル議案ガ中

セ日本ナコトヲスルノダラウ、斯ウ言ツタラ、ソレハコトヲスルノダラウ、斯ウ言ツタラ、ソレハコトハドウデアラウカ、又其監督上必要アルトキトアルガ、是ハラカシイ、監督スルノダラウ、斯ウ言ツタラ、ソレハオ前ハ智慧ガナイカラ知ラヌ、ソレハリマス、此議會ニ出テ居ル議案デモ、統制ノ原理ニ依ツテナサレテ居ル議案ガ中

セ日本ナコトヲスルノダラウ、斯ウ言ツタラ、ソレハコトヲスルノダラウ、斯ウ言ツタラ、ソレハコトハドウデアラウカ、又其監督上必要アルトキトアルガ、是ハラカシイ、監督スルノダラウ、斯ウ言ツタラ、ソレハオ前ハ智慧ガナイカラ知ラヌ、ソレハリマス、此議會ニ出テ居ル議案デモ、統制ノ原理ニ依ツテナサレテ居ル議案ガ中

ウナモノデスカト言ッタラ、マアソンナモノ
ダト云フヤウナコトヲ聞カサレマシタガ、
ソレハ私ヂヤアリマセヌカラ眞偽ハ保證シ
ナイ、私ハ達者ナ人ニ聞カサレタ、サウ云
フコトガ本當トスルト、サウ云フ恐シイ「イ
デオロギー」ノ下ニ、此重大ナ、國家ニナ
クテヘナラヌ、必要缺クベカラザル、國民
ガ必死ト之ヲ賴ンデ居ル此重大ナ問題ニ
左様ナ點ニ於テ監督指導サレタラ、容易ニ
増産計畫ナドハ私ハ進マスト思フ

ソコデ私ハ先づ軍部ノ御方ニ聽キタイノ
デアリマスガ、軍部ハ私ハ低廉ニシテ豊富
ナル鐵ヲ要求スル御趣旨デ、本案ハ御贊成
ニナツクノダラワト思フデアリマスガ、軍部
ノ陸海軍軍事用品全部ニ對シテノ需要銑鐵
ノ廻數ハ、本年度及ビ來年度ヲ通ジテ、約
ソ一箇年十万廻位ノ增加需要デアルト云フ
コトデアリマスガ、其位ノモノデ軍部ハ結
構有餘ツテ十分満足ヲサレテ居ルノカドウ
ダカ、此二ツノ點ヲ承リタインデアリマス
第三ノ貧鑛開發、是コソアナタノ本當ニ
偉イ所デアル、私ハ褒メル、商工大臣ハ流
石ニ斯道ノ權威者デアル、是非トモ鑛石選
定法ニ依ツテ、日本ノ製鐵ノ將來ヲ指導シテ
行クアナタノ原理ノ考ハ私ハ敬服スル、併
デ開ケルノデアルト私ハ思ハヌ、其位ノコ
鐵ヲ開クノニ、所得稅、營業稅ノ免除ダケ
万廻シカ增加率ヲ認メテ居ナイ此計算ハ、
トデ開ケテ居ルナラバ、疾ニ開ケテ居ル筈
デアルト思フ、所得稅トカ營業稅ノ免除ダケ
ラ出スノデアル、貧鑛ヲ處理シテ開發シテ

行クノハ、餘リ有利ナコトデハ現在デハナ
カラウト思フ、是ニハモウ少シ大膽ナ獎勵ヲ
スル、所謂利子補給ヲスルトカ、獎勵金ヲ出ス
トカ、大膽ニナスツテモ、是コソ結構ナコトデア
リ、國家國民ノ爲ニスル大事業デアルカラ、
私ハ大藏大臣ニ來テ貰ヘウト思ッタガ居ナイ
カラ、賢明ナ次官ガ居ラレマスノデ、次官
デ結構デゴザイマスガ、財源ガナニ、財源
ガナイト言ツテモ、斯様ナ國家ノ重大問題
ノ前ニハ、財源問題ハ最早論ズル必要ハナ
イノデアル、第一、第三ノ問題デアル、私
等ハ商工大臣ニ後援ヲスル、ドウカ大藏大
臣ハ商工大臣ノ意思ヲ繼イデ、其資金ヲ出
スコトニ努力シテ行ツテ戴キタイト思フ、更
ニ鐵鑛デス、鑛石銑鋼法デアリマスカラ、
鐵鑛ノ獲得ガ大事ダ、現在ハマダ鐵鑛グケ
ナラバ、「マレー」カラデモ、支那カラデモ、
或ハドウヤラ濠洲デヤ喧シト云フガ、濠
洲カラデモ、「ボルネオ」カラデモ、「ニュー
カレドニヤ」カラデモ、アノ邊ニハ相當ア
ルダラウト思ヒマス、一昨年アタリハ四百
萬廻位ノ製鐵ヲ輸入シタヤウデアリマスガ、
コトガ、既ニ其問題ニ於テアナタハ錯覺ヲ
シテ居ラレルト思フ、毎年三十万廻カ四十
萬廻シカ增加率ヲ認メテ居ナイ此計算ハ、
トデ開ケテ居ルナラバ、疾ニ開ケテ居ル筈
デアルト思フ、所得稅トカ營業稅ノ免除ダケ
ラ出スノデアル、貧鑛ヲ處理シテ開發シテ

率シカ認メナイ、所謂消極的方針ト云フコ
トヨリ外ニ申シヤウハナイト思フ、モウ少
シ雄大ナコトヲシテ、潤澤ナル鑛石ノ獲得
スル、所謂利子補給ヲスルトカ、獎勵金ヲ出ス
トカ、大膽ニナスツテモ、是コソ結構ナコトデア
リ、國家國民ノ爲ニスル大事業デアルカラ、
私ハ大藏大臣ニ來テ貰ヘウト思ッタガ居ナイ
カラ、賢明ナ次官ガ居ラレマスノデ、次官
デ結構デゴザイマスガ、財源ガナニ、財源
ガナイト言ツテモ、斯様ナ國家ノ重大問題
ノ前ニハ、財源問題ハ最早論ズル必要ハナ
イノデアル、第一、第三ノ問題デアル、私
等ハ商工大臣ニ後援ヲスル、ドウカ大藏大
臣ハ商工大臣ノ意思ヲ繼イデ、其資金ヲ出
スコトニ努力シテ行ツテ戴キタイト思フ、更
ニ鐵鑛デス、鑛石銑鋼法デアリマスカラ、
鐵鑛ノ獲得ガ大事ダ、現在ハマダ鐵鑛グケ
ナラバ、「マレー」カラデモ、支那カラデモ、
或ハドウヤラ濠洲デヤ喧シト云フガ、濠
洲カラデモ、「ボルネオ」カラデモ、「ニュー
カレドニヤ」カラデモ、アノ邊ニハ相當ア
ルダラウト思ヒマス、一昨年アタリハ四百
萬廻位ノ製鐵ヲ輸入シタヤウデアリマスガ、
コトガ、既ニ其問題ニ於テアナタハ錯覺ヲ
シテ居ラレルト思フ、毎年三十万廻カ四十
萬廻シカ增加率ヲ認メテ居ナイ此計算ハ、
トデ開ケテ居ルナラバ、疾ニ開ケテ居ル筈
デアルト思フ、所得稅トカ營業稅ノ免除ダケ
ラ出スノデアル、貧鑛ヲ處理シテ開發シテ

次はハ改善シテ參リマスケレドモ、併シ相當多量ニ外國ヨリノ輸入ニ俟タナケレバナラナイノデアリマス、銑鐵ニ於キマシテヘ、熔鑄爐ヲ増セバ、是ガ目的ヲ達スルコトハ出來ルノデアリマスガ、鑛石ト「スクラップ」ニ至リマシテヘ、幾ラ設備ヲシマシテモ、之ヲ拵ヘルコトハ難カシイノデアリマスカラ、將來ノ擴張ニ對シマシテヘ、外國依存ノ鑛石ト、外國依存ノ「スクラップ」ニ對シマシテヘ、最モ深甚ナル注意ヲ拂ハナケレバナラナイノデアリマス、即チ熔鑄爐ヲ新設シマスノニハ、之ニ用ヒマス鑛石ノ外國カラノ供給ヲ確實ニ考ヘナケレバナリマセヌシ、又「スクラップ」ニ對シマシテヘ、一層ヒドイノデアリマシテ、昨今ノ外國カラノ電報ニ依リマシテモ、日本ノ軍需工業用ニ必要ナル鐵ヲ造ル爲ニ、「スクラップ」ヲ外國カラ供給シテヤルコトハ怪シカラスト云フコトガ、頻々トシテ起ツテ來居ルノデアリマス、デアリマスカラ理想トシマシテヘ、國內ニ於テ產シマス「スクラッ

プ」ノミニ依ツテ銑鐵ヲ拵ヘル方法ガ、一日モ早ク實現サレナケレバナラナイノデアリマス、此政策上ノ二ツノ目的、併セテ今日鐵國策トシテ最モ健全ナルヤリ方デアルト確信スルノデアリマス
ソレカラ許可ヲ致シマスノニハ、無論最モ權威アル外部ノ御方々、又製鐵事業ニ關係ノアル人ヲ網羅シマシテ製鐵事業委員會ニ依ツテ、「スクラップ」ノ點カラ、又鑛石ノ點カラ、斯ウ云フ熔鑄爐ヲ增シテモ宜シカ、斯ウ云フ平爐ヲ增設シテモ、他ガ迷惑シナイカト云フコトヲ慎重ニ考ヘテ、迅速ニ之ヲ決定シナケレバナラナイノデアリマス
○國務大臣(杉山元君)登壇

質問ニ對シマシテ、商工大臣カラ答辯致シラスト云フコトガ、頻々トシテ起ツテ來居ルノデアリマス、デアリマスカラ理想トシマシテヘ、國內ニ於テ產シマス「スクラップ」ノミニ依ツテ銑鐵ヲ拵ヘル方法ガ、一日モ早ク實現サレナケレバナラナイノデアリマス、此政策上ノ二ツノ目的、併セテ今日鐵國策トシテ最モ健全ナルヤリ方デアルト確信スルノデアリマス
ソレカラ鐵ノ値段ハ外國品ニ比ベテ非常ニ高イト申サレマシタガ、ソレハ外國カラ輸入シマス、此政策上ノ二ツノ目的、併セテ今日鐵ガ不足ノ爲ニ外國カラ高イ銑鐵ヲ輸入シテ參リマス、ソレガ爲ニ平均ノ市價ガ漸次騰テ參リマスガ、併ナガラ自ラ之ニ對シテハ公正ナル價格ト云フモノガナケレバナラナイ、唯需給關係ノミニ依ツテ、是非必要ダカラ幾ラデモ買フト云フ、サウ云フ弱味ニ乘ジテ高ク賣リマシタリ、又中間ニ於テ

之ヲ貯蓄スル、實際貯蓄シ居ルノガアルノデアリマスカラ、之ヲ矯正スル方法ヲ考ヘナケレバナラヌ、即チ要約シテ申上ゲマスト、ドウシテモ相當長期間、將來ニ亘ツテ外國ニ依存シナケレバナラヌ「スクラップ」又ハ鑛石ヲ必要トスル向キニ、適當ニ使用サセルコトニ對シマシテヘ、將來濫設サレントスル熔鑄爐デアリマストカ、又ハ鋼ヲ拵ヘマス平爐ノ新設ニ對シテヘ、ドウシテモ許可制度ヲ布クト云フコトガ、日本ノ製鐵國策トシテ最モ健全ナルヤリ方デアルトガ、決シテ小サイノデハアリマセヌ、一應ソレカラ許可ヲ致シマスノニハ、無論最モ權威アル外部ノ御方々、又製鐵事業ニ關係ノアル人ヲ網羅シマシテ製鐵事業委員會ニ依ツテ、「スクラップ」ノ點カラ、又鑛石ノ點カラ、斯ウ云フ熔鑄爐ヲ增シテモ宜シカ、斯ウ云フ平爐ヲ增設シテモ、他ガ迷惑シナイカト云フコトヲ慎重ニ考ヘテ、迅速ニ之ヲ決定シナケレバナラナイノデアリマス
○國務大臣(杉山元君)登壇

質問ニ對シマシテ、商工大臣カラ答辯致シラスト云フコトガ、頻々トシテ起ツテ來居ルノデアリマス、デアリマスカラ理想トシマシテヘ、國內ニ於テ產シマス「スクラップ」ノミニ依ツテ銑鐵ヲ拵ヘル方法ガ、一日モ早ク實現サレナケレバナラナイノデアリマス、此政策上ノ二ツノ目的、併セテ今日鐵國策トシテ最モ健全ナルヤリ方デアルト確信スルノデアリマス
ソレカラ鐵ノ値段ハ外國品ニ比ベテ非常ニ高イト申サレマシタガ、ソレハ外國カラ輸入シマス、此政策上ノ二ツノ目的、併セテ今日鐵ガ不足ノ爲ニ外國カラ高イ銑鐵ヲ輸入シテ參リマス、ソレガ爲ニ平均ノ市價ガ漸次騰テ參リマスガ、併ナガラ自ラ之ニ對シテハ公正ナル價格ト云フモノガナケレバナラナイ、唯需給關係ノミニ依ツテ、是非必要ダカラ幾ラデモ買フト云フ、サウ云フ弱味ニ乘ジテ高ク賣リマシタリ、又中間ニ於テ

之ヲ貯蓄スル、實際貯蓄シ居ルノガアルノデアリマスカラ、之ヲ矯正スル方法ヲ考ヘナケレバナラヌ、即チ要約シテ申上ゲマスト、ドウシテモ相當長期間、將來ニ亘ツテ外國ニ依存シナケレバナラヌ「スクラップ」又ハ鑛石ヲ必要トスル向キニ、適當ニ使用サセルコトニ對シマシテヘ、將來濫設サレントスル熔鑄爐デアリマストカ、又ハ鋼ヲ拵ヘマス平爐ノ新設ニ對シテヘ、ドウシテモ許可制度ヲ布クト云フコトガ、日本ノ製鐵國策トシテ最モ健全ナルヤリ方デアルトガ、決シテ小サイノデハアリマセヌ、一應ソレカラ許可ヲ致シマスノニハ、無論最モ權威アル外部ノ御方々、又製鐵事業ニ關係ノアル人ヲ網羅シマシテ製鐵事業委員會ニ依ツテ、「スクラップ」ノ點カラ、又鑛石ノ點カラ、斯ウ云フ熔鑄爐ヲ增シテモ宜シカ、斯ウ云フ平爐ヲ增設シテモ、他ガ迷惑シナイカト云フコトヲ慎重ニ考ヘテ、迅速ニ之ヲ決定シナケレバナラナイノデアリマス
○國務大臣(杉山元君)登壇

質問ニ對シマシテ、商工大臣カラ答辯致シラスト云フコトガ、頻々トシテ起ツテ來居ルノデアリマス、デアリマスカラ理想トシマシテヘ、國內ニ於テ產シマス「スクラップ」ノミニ依ツテ銑鐵ヲ拵ヘル方法ガ、一日モ早ク實現サレナケレバナラナイノデアリマス、此政策上ノ二ツノ目的、併セテ今日鐵國策トシテ最モ健全ナルヤリ方デアルト確信スルノデアリマス
ソレカラ鐵ノ値段ハ外國品ニ比ベテ非常ニ高イト申サレマシタガ、ソレハ外國カラ輸入シマス、此政策上ノ二ツノ目的、併セテ今日鐵ガ不足ノ爲ニ外國カラ高イ銑鐵ヲ輸入シテ參リマス、ソレガ爲ニ平均ノ市價ガ漸次騰テ參リマスガ、併ナガラ自ラ之ニ對シテハ公正ナル價格ト云フモノガナケレバナラナイ、唯需給關係ノミニ依ツテ、是非必要ダカラ幾ラデモ買フト云フ、サウ云フ弱味ニ乘ジテ高ク賣リマシタリ、又中間ニ於テ

ガ、私ノ質問ニ對シテ一寸穿キ違ヘテ居ラレル點デ、答辯ノナカツタ大事ナ點ガアリマスカラ、モウ一遍御答辯ヲ煩ハシマス、私ハアナタノ言フ通り、亞米利加カラ輸入スル「スクラップ」ニ依存シテ居ルヤウナ日本ノ製鐵業デハ、心細イト云フコトハアナタト同感デアル、又百十圓モスル銑鐵ヲ、佛蘭西ヤ亞米利加カラ輸入スルト云フコトニ付テモ、是ハ軍部大臣ノ言ハレタ通り、斯ウ云フモノヲ當ニシテ安心シテ居ラレヌト云フコトモ同感デアル、然ラバ内地ノ銑鐵ガ餘計ナクチヤナラヌ、アナタノ銑鋼一貫作業デハ、昭和十六年マデニ満洲ト合セテ八百万噸位ノ銑鐵デ、沟ニ心細イ方針デ、繪ハ馬鹿ニ大キイケレドモ、實際ノ内容ハ餘リニ小サイ、是ハ熔鑄爐ヲモットアナタガ許可サレテ、鑄石ヲモット輸入サレテ、アナタノ居る時代ニ——幸ヒアナタノヤウナ人ガ商工大臣ニナッタノヘ、私ハ時宜ヲ得タモノト非常ニ喜ブ、其時ニ大膽ナル計畫ヲヤリ、鑄石モモット保有シテヤルガ宜イシ、日本製鐵バカリデハナシ、民間ノ總テノ製鐵、熔鑄爐ノ爲ニ鑄石モモット政府ガ確保シテヤッテ、其資本トカ、或ヘ利息位ヘ補助シテヤッテモ、此國家重大ノ事、及ビ軍部ノ重大ナル希望ニ對シテ差支ナイデヤナイカ、ソレニハモット大膽ナル鑄石輸入ノ計畫、乃至貧鑄ヘ直グハ起ラヌデセウガ、貧鑄ノ獎勵デモ、コンナコトデハ覺束ナイカラ、私ハ商工省ニ後援ヲシテ、大藏大臣カラ此財源ヲ取テ上ゲ

タイト思ツテ居ル、デナケレバ、大藏省ハ必ズ、皆使ヒ盡シテ二分残ルトヤラ言ツテ、何故モ金ナンカ一文モナイト言ハレル、ソレ豫算ハ大體取レナイ、此大キナ問題ニ對シテノ豫算ハ是非共——商工大臣ノ意思ヲ軍部モ贊成ヲサレタ以上ハ、大藏大臣ハ之ニ對スル豫算ハ出シテ戴カナケレバナラヌト思フ、ソレヲヤルガ爲ニ、許可制ニシナケレバナラヌト云フ必要ト結付クト云フコトト、私ハ其處ニ意義ガアルト思フ、現在熔鑄爐デモ、認可制デ行ツテモ一寸モ認可シナカツタ、認可ヲシナイ爲ニ遅レタシング、許可制ト云フコトニナルト、尙ホ遅レ勝チナモノニナルト云フコトハ、當然前途ハ見透カセル、サウデハナイデスカ、至急ヤルト言ツテモ、是カラ商工省ガ委員會ヲ開クノデセウ、委員會ニ偉イ人ガ來テ、其委員會ニヤハリ商工省ガ原案ヲ持テ行カナケレバセヌガ、ソレヲ用ヒルコトニ對スル豫備的實驗ヲ、只今茂山ノ鐵鑄ニ對シ、又砂鐵ニ對シテモ行ハントスルノデアリマスカラ、ソレニ必要ナ設備ノ豫算ト云フモノハ今立チニクイノデアリマス、デアリマスカラ唯日本デ、例ヘバ日本製鐵デ其豫備的小規模ノ試験ヲ致シマス爲ニ、九十万圓ノ豫算ヲ認可制ヲ持シテ居ラレルノデアリマス、然ラバ平爐ガイケナイナラ、平爐ノ認可制ヲ御拵ヘニナッテ、實際當業者トコツテリト御話ニナッテ來レバ、製鐵業ナドノ大綱ハソンナニ分ラヌ人ハ居マセヌ、又小サナ工業者デヤアリマセヌ、大キイ工業者デアリマスカニテ、能クアナタノ意味モ私ハ分ルト思フ、決シテ分ラヌコトハナイ、唯許可制ヲ以テ此事業ヲヤラナケレバ、鑄石銑鋼法モ出來ナイノデアル、又將來ノ安定モ出來ヌノデ

アルト云フコトヘ、丁度吾々ト逆ナ行キ方デ、逆ナ考ヘ方デアリハシナイカ、此二點ヲモウ一遍明瞭ニ御答ヲ願ヒタイト思ヒマス（國務大臣伍堂卓雄君登壇）
○國務大臣（伍堂卓雄君） 私ハ心持ニ於テ出スマデニ行ツテ居リマセヌト云フノハ、今日マデ遺棄サレテ居リマシタ貧鑄竝ニ砂鐵ス、少シモ其處ニ變リガナイト思フノデアリマス、貧鑄處理法ニ付テヘ、マダ豫算ヲリマスデ、行ツテ居リマス方法ヲ以テシテヘ、到底算盤ニ合ハナイノデアリマス、カルガ故ニ私ガ提唱シテ居リマス獨逸ノ新シイ直接製鐵法ヲ用ヒナケレバナリマセヌガ、ソレヲ用ヒルコトニ對スル豫備的實驗ヲ、只今茂山ノ鐵鑄ニ對シ、又砂鐵ニ對シテモ行ハントスルノデアリマスカラ、ソレニ必要ナ設備ノ豫算ト云フモノハ今立チニクイノデアリマス、デアリマスカラ唯日本デ、例ヘバ日本製鐵デ其豫備的小規模ノ試験ヲ致シマス爲ニ、九十万圓ノ豫算ヲ前商相ハ取ラタノデアリマスガ、ソレハタコトヘ申ス迄モナイノデアリマス、然ルニ臨ンデ、鐵ノ問題ガ一層ノ重大性ヲ齎シタコトヘ申ス迄モナイノデアリマス、然ルニ内ニ於テヘ、國家財政ヲ脅スガ如キ、軍事費ヲ中心トスル厖大豫算ノ編成ヲ餘儀ナクトモ當然日本製鐵ニ於テ行フベキコトデアリマシテ、又行フト言ツテ居ルノデアリマスカラ、サウ云フチップケナモノハ取ツテシマツテ、却テサウ云フ小サナ獎勵金ナドガ出テ居リマスト、他日害ヲ爲シマスカラ、居リマスル、逼迫シタル事態ニ直面シテ、國內ニ鐵飢餓ノ悲痛ナル叫ビヲ聞クガ如キニ於テ、一觸即發ノ危険アリト公言サレテ居リマスル、居リマスル、自給自足、更ニ進シテ之ヲ海外ニ輸出スル我ガ國策ハ、銑鐵及ビ鋼鐵、即チ鐵鋼ノアルノデアリマス、我ガ政府ヘ此製鐵事業

居ルノハアリマセヌ、片付ケテシマヒマシタ、唯只今モ申シマシタ通り、將來ノ「スクラップ」ノ不足、竝ニ皆シナガ奪合ヒヲセントシテ居ル鑄石ノ見地カラ、其倒レニナラナ入シマス鑄石ノ見地カラ、外國カラ輸入シマス鑄石ノ見地カラ、其倒レニナラナ調査シテ、迅速ニ許可シヨウト考ヘテ居ルノデアリマス
○岡崎久次郎君 確ツカリシタ要領ヲ得マセヌガ、他ノ議案モ御急ギデアラウト思ヒマスカラ、後ハ委員會ニ質問ヲ行フコトニ致シマセウ
○議長（富田幸次郎君） 富田幸次郎君（富田幸次郎君登壇）
○田尻生五君 昨年末カラノ鐵ノ飢餓ガ、各方面ニ多大ノ不安ト支障ヲ與ヘテ居ルコトハ周知ノ事實デアリマス、軍備ノ充實ガトコトハ申ス迄モナイノデアリマス、然ルニ臨ンデ、鐵ノ問題ガ一層ノ重大性ヲ齎シタコトヘ申ス迄モナイノデアリマス、然ルニ内ニ於テヘ、國家財政ヲ脅スガ如キ、軍事費ヲ中心トスル厖大豫算ノ編成ヲ餘儀ナクトモ當然日本製鐵ニ於テ行フベキコトデアリマシテ、又行フト言ツテ居ルノデアリマスカラ、サウ云フチップケナモノハ取ツテシマツテ、却テサウ云フ小サナ獎勵金ナドガ出テ居リマスト、他日害ヲ爲シマスカラ、居リマスル、逼迫シタル事態ニ直面シテ、國內ニ鐵飢餓ノ悲痛ナル叫ビヲ聞クガ如キニ於テ、一觸即發ノ危険アリト公言サレテ居リマスル、居リマスル、自給自足、更ニ進シテ之ヲ海外ニ輸出スル我ガ國策ハ、銑鐵及ビ鋼鐵、即チ鐵鋼ノアルノデアリマス、我ガ政府ヘ此製鐵事業

ニ對シテ、多年保護救濟、即チ恩恵的助長政策ヲ以テ、斯業ノ發達ニ努メ來ツタノデアリマスガ、斯ル方法ノミヲ以テシテハ、到底製鐵事業ノ基礎ヲ鞏固ニ確立スルコトハ出來マセヌノデ、去ル昭和八年ノ二月各方面ノ要望ニ基キマシテ、日本製鐵株式會社法案ヲ本議會ニ提出シテ協贊ヲ得、翌九年二月官民合同ノ一大會社ヲ設立致シタノデアリマス、是ガ日本製鐵株式會社デアリマス、即チ我ガ鐵國策ハ、爾來日鐵ヲ中心トシテ遂行セラレルト云フコトニ決定ヲ見タノデアリマス、然ルニ爾來僅ニ三年、茲ニ又製鐵事業ノ健全ナル發達ヲ圖ルヲ以テ目的トスト稱シマシテ、本法案ノ提出ヲ見ルニ至リマシタコトハ、聊カ異様ノ感ナキヲ得ナイノデアリマス、果シテ只今左様ナ必要ガアルカ、若シアルトスレバ、其内容ハ果シテ適當ナモノデアルカドウカ、是等ノ點ヲ明ニスル趣旨ヲ以テ、私ハ重要ナル諸點ニ付キマシテ、成ベク簡潔ニ質疑ヲ致シタイト思ヒマス

先づ現在ノ國策ニ付テ檢討スル必要ガアリマスルガ、製鐵合同、即チ日鐵ノ設立ト云

フコトハ、失敗デアッタト云フ意見ガ可ナリ

云フモノハ、鐵鋼ヲ安價ニ豊富ニ供給スルト云フノガ其主旨デアッタ、合同ノ結果三

億六千万圓ト云フ厖大ナル半官半民ノ特殊

會社ガ出來タケレドモ、鐵鋼需給ノ調節ニ

モ、價格ノ調整ニモ、何等役立ツテ居ナイデ

又鐵價ノ暴騰ヲ招イテ居ルデヘナイカ、即チ合同ノ主旨ハ全然失ハレテ居ルノデヘナリカト云フ非難デアルノデアリマス、一應尤ナ非難デアルト思フノデアリマス、先般豫算委員會ニ於キマシテ、我黨ノ加藤鎌五郎君ガ此點ニ付テ質疑ヲ致サレタノデアリマスガ、商工大臣ハ之ニ對シテ斯ウ云フコトヲ申サレテ居リマス「合同法案審議ノ際ニ、當時ノ商工大臣ガ、合同ガ出來レバ必ず豊富ニシテ低廉ナル鐵ヲ供給スルコトガ出來ルト言明サレタト云フコトデアルガ、價格ト需要ハ其時々ノ事情、即チ基礎條件ノ如何ニ依ッテ違ツテ來ルモノデアッテ、斯クスクリ組織ニスレバ、必ズ現在ヨリモ鐵ガ安クナルト云フガ如キコトハ言明出來ル筈ノモノデヘナイト」、斯様ニ仰セニナッテ居ルノデアリマス、サウ致シマスルト、是ハ從來製鐵合同ニ多大ノ期待ヲ持ツテ居ツタ國民トシテハ、實ニ意外ノ感ヲ持タザルヲ得ナイノデアリマス、又當時議會ニ於ケル審議

彼ノ法案ニ協贊ヲ與ヘタノデアリマス、固ヨリ私ハ鐵鋼ノ需要ト價格ガ、基礎條件ノ變化ニ依ツテ相當ニ變動スルモノデアルト云フコトヲ否定スルモノデハアリマセヌケレドモ、ソレハ程度ノ問題デアリマス、當時ノ情勢ニ於キマシテハ、政府ノ説明ニ依ツテ納得スルノガ常識デアッタ、又專門家ノ間ニモ多ク異論ハナカッタヤウニ承知致シテ居リマス、若シ商工大臣ノ如クニ、當時ノ所管大臣ノ説明ヲ以テ、殆ド出鱗面ノ意見デアリ、又之ヲ信用シテ協贊ヲ與ヘタノハ、愚ノ骨頂デアルト云フガ如キ感ジヲ起サシム所ノ御答辯デアルナラバ、私共之ニ對シテ多大ノ不満ヲ感ズルノデアリマシテ、到底承服スルコトヲ得ナイノデアリマス……

（田淵豐吉君何事カ發言ス）

○議長（富田幸次郎君） 田淵豐吉君ニ注意致シマス

○田尻生五君（續） 唯單純ニ合同ガ失敗デアッタト断ズルノハ、マダ其時期デヘナイン計デアルト私ハ固ク信ズルノデアリマス、即チ日鐵ノ設立サレタコトガ、鐵ノ國策遂行ノ上ニ於テ失敗デアッタト、果シテ斷ゼラレルノデアリマセウカ、即チ一部ノ世間ノ意見ニ同意サレルノデアリマセウカ、先程申シマスヤウニ、今後鐵國策ノ動向ヲ檢討スル上ニ於テ、至大ノ關係ヲ持チマスルガ故ニ、商工大臣ノ御所信ヲ承リタイト思ヒマス、然ラバ近來ノ此鐵ノ飢饉、之ニ伴フ鐵價ノ暴騰、即チ鐵鋼界ノ混亂ハ、如何ナル原因ニ依ツテ發生シタカト云フ問題ニ移ルノデアリマス、之ニ對シマシテ商工大臣ハ

色々な機會ニ於テ述べラレテ居リマス、ソレヲ綜合シテ見マスルト、最近一年間ニ異様ナル需要ノ膨脹、而モ其需要ハ實際ノ需要モアレバ、思惑的ノ需要モアル、色々ナ豫想シナカツタ突發的ノ事情ノ影響ニ因ルモノデアルト仰セニナツテ居ルノデアリマス、サモ不可抗力ニ因ルカノ如キ御説明ヲ爲サレテ居ルノデアリマス、商工大臣ノ立場トシテハ、洵ニ已ムヲ得ナイ事情ガアルカモ知レマセヌガ、私ハソレトハ全然別箇ノ見解ヲ有スル者デアリマス、何故カ、其理由ヲ申シマスレバ、先づ鐵ノ飢餓ハ今度ガ初メテデハナイ、或人ハ鐵ノ飢餓ハ年中行事デアルト言ツテ居ル位デアリマシテ、現ニ二年前ニモ強ク經驗サレタコトデアリマス、政府ハ其應急策ト致シマシテ、昭和十一年ノ二月第六十七議會ニ於テ、鐵關稅ノ半額引下案ヲ提出致シタノデアリマス、不幸ニシテ審議未了ニナリマシテ、私共當時ノ委員トシテ責任ヲ痛感致シタノデアリマスルガ、其節此關稅半額引下案ハ、二箇年ノ期限ヲ附シテアッタ、サウシテ政府ノ説明ニ依リマスト、二箇年後ニハ、立派ニ需要供給ノ調節ガ出來ルト云フ説明デアリマシタガ、委員ノ中ニヘ、餘リニ政府ノ需給推算ハ内輪ニ見積ツテアル、左様ナ計算デハ安心ハ出来ナイト言ツテ其誤算ヲ指摘シマシタ、結果水掛論ニナリサウデアリマシタガ、是ハ將來ノ事實ニ徵シテ、果シテドチラガ當ツテカル判定スル外ナイト言ツテ、見得ヲ切ッタノデアリマスルガ、ドウデス、正ニソレハ

委員ノ言ハレタルガ如クニ的中致シマシテ、今日ノ鐵ノ飢餓ヲ招來致シテ居ルノデハアリマセヌカ(拍手)

次ニハ我國ニ於ケル過去ノ實績ニ徵シマシテモ、鐵ノ需要額ト云フモノハ、略、政府ノ豫算額ト其變動ヲ同ジクシテ居ルノデアリマス、是ハ政府當局モ御認メニナツテ居ル告ト思ヒマスルガ、近イ例デハ昭和五年ナラ

ヲ基準ト致シマシテ、其前後數年間ヲ比較對照シテ見マスレバ、極メテ歷然タルモノガアルノデアリマス、殊ニ昨年一二六事件以後、廣田内閣ノ下ニ於テ、產業經濟悉ク所謂準戰時體制ニ調整サレナケレバナラヌ事情ニアッタコトハ、政府自身ガ最モ能ク御承知ノコトデアリマス、隨テ最近ニ於テ豫ガアルノデアリマス、殊ニ昨年一二六事件以後、廣田内閣ノ下ニ於テ、產業經濟悉ク所謂準戰時體制ニ調整サレナケレバナラヌ事情ニアッタコトハ、政府自身ガ最モ能ク御承知ノコトデアリマス、隨テ最近ニ於テ豫

算ノ膨脹ト共ニ、鐵ノ需要ガ急激ニ増加スルト云フ位ノコトハ、當然ニ豫想サレナケレバナラナカツタコト思フノデアリマス、更ニ海外ノ事情カラ見マシテモ、此一二年間ニ世界各國ニ於ケル產業ハ、段々復活ノ機運ニ向ツテ來ルノデアリマス、殊ニ列強ノ間ニハ軍擴熱ガ昂マリ、同時ニソレニ連レマシテ、各國デハ國家主義的ノ傾向ニ赴キ、鐵鋼ノ自給政策ヲ強化シマシテ、成ベク自推算ヲスルト云フ傾キガアル、又次ニハ增産設備ニ對スル手續ヤ工作ガ遲延ヲ致シ、或ハ銑鐵鋼材ノ配給機關ガ不統一デアリ、因ハ色々アリマセウ、一々説明ハ加ヘマセヌガ、何ヨリモ大キナコトハ、鐵鋼ノ需給推算ノ誤リデアル、政府ハ動モスレバ需要ヲ内輪ニ見積リ、供給力ヲ基本ニシテ需給推算ヲスルト云フ傾キガアル、又次ニハ增産設備ニ對スル手續ヤ工作ガ遲延ヲ致シ、或ハ銑鐵鋼材ノ配給機關ガ不統一デアリ、

ノデアリマス

(田淵豊吉君發言ス)

○議長(富田幸次郎君) 田淵豊吉君ニ注意ヲ致シマス

○田尻生五君(續) 國防ノ糧トモ言フベキ支配力ガ微弱デアッタコト等々、是ノコトハ何レモ人爲的ノモノデアリマシテ、畢竟スルニ是ハ國策會社デアル日鐵ノ業界ニ對スル監督ガ其當ヲ得ナカツタコトニ歸因スルトシテハ十分ニ警戒シナケレバナラヌコトト言ハナケレバナラスト思ヒマス、殊ニ私ガ不可解ニ思フノハ、此間ニ於ケル軍部ノ態度デアリマス、軍備ノ充實ガ此鐵ノ問題ト不可分ノコトデアルコトハ、先程ノ陸軍

陸海軍モ、全部ガ、政府ハ一連ニ怠慢ニアラザレバ無能ノ謗ヲ免ル、コトハ出來マイト思フ

「田淵豊吉君」君ハ調查シテ居ナイヂヤナイカ、何モ知ラヌヂヤナイカ」ト呼

フ

○議長(富田幸次郎君) 田淵豊吉君、靜肅

○田尻生五君(續) 鐵鋼ノ自給自足ヲ主眼トスル國策遂行ノ爲ニ、製鐵合同ヲ適當ナリトスル國論ニ基イテ、日本製鐵會社ガ設立サレマシクコトハ、先ニ述べタル通りデアリマス、其趣旨トスル所ハ、御承知ノ通リ此製鐵事業ハ大規模且ツ系統的ニ作業ヲ爲スヲ有利ト致シマス、又製鐵事業ニハ亘額ノ固定資本ヲ要スルノアリマス、而モ其事業ハ盛衰消長甚シキモノガアルノアリマシテ、製鐵事業ノ本當ノ基礎ヲ確立スルニハ、先程モ申シマシタヤウニ、我國ノ當時ノ事情トシテ、官民ノ主要ナル製鐵事業ヲ合同シテ一つノ大會社、日鐵會社ヲ作ルコトガ必要デアルトセラタノアリマシテ、此日鐵會社ナルモノハ、自ラ大規模ノ設備ヲ以テ大量生産ヲ行フ、サウシテ「アウトサイダー」ハ自ラ非常ニ経費ガ掛リ、大資本ヲ固定サセル熔鑄爐ヲ無理ニ持ヘナイデモ、此日鐵ガ大資本ヲ以テドンボリ熔鑄爐ヲ造ツテ、銑鐵ナリ半製品ナリヲ、詰リ原料、材料ヲ「アウトサイダー」ニ十分ニ低廉ニ供給スル、斯クシテ日鐵ヲ指導的ノ立場ニ立タセテ、全般的ニ本邦ノ製鐵事業ノ

發展ヲ期スルト同時ニ、日鐵ノ支配力ヲ以テ需給ヲ圓滑ナラシメルノガ、日鐵本來ノ使命トサレタノアリマス、然ルニ會社設立後急激ナル鐵鋼ノ需要增加ヲ見タ爲ニ、是ニハ固ヨリ政府ノ責任ガアリマスガ、政府ハ已ムナク「アウトサイダー」ニ對スル熔鑄爐認可抑制ノ從來ノ方針ヲ棄テ、之ヲ許可シナケレバナラヌヤウナ羽目ニ陥タノデアリマス、其後日鐵ハ段々實力ヲ充實スルノ追ナクシテ、需要ノ激増ニ對スル、即チ政府ト日鐵當事者トノ怠慢ト無能ニ依ツテ、現ニ見ル如ク「アウトサイダー」ニ對スル日鐵ノ支配力ハ減殺サレ、又指導的立場へ弱メラレマシテ、日鐵中心主義ハ今日ニ於テ殆ド有名無實ノモノニナリ終ツテ居ルノデアリマス、然ルニ商工大臣ハ、先般議員ノ質問ニ答ヘラレテ、日鐵中心主義トハ日鐵獨占主義ハナク、本邦ノ鐵ノ自給自足ノ圖ルコトガ出來ナイト云フ趣旨カラシテ、新ニ國家的ノ統制、即チ政府ノ干渉、即チ官憲ノ指導監督ヲ加ヘントスルモノアリマス、其内容トスル所ハ數項目アリマスルガ、私ハ此場合特ニ許可制度ト、公益及ビ軍事上ノ必要ニ依ル命令權ノコトニ付テ検討致シタトイ思ヒマス、許可制度ノコトニ付テナケレバナラスト云フ意味ノ御答辯ヲ爲サレテ居ルノアリマス、之ニ依ツテ見マスレバ、商工大臣ハ所謂日鐵中心主義ヲ持続サレ、商工大臣ハ所謂日鐵中心主義ハ、其名ニ付キマシテハ、特殊ノ場合ノ外ハ一般ニ質疑ヲ致シタトイ思ヒマス、從來製鐵企業ニ付キマシテハ、特殊ノ場合ノ外ハ一般ニ付キマリマシタケレドモ、多少違タ方面カラテナケレバナラスト云フ趣旨デアリマス、至ルノ虞ガアルト云フ趣旨デアリマス、至極御尤ノ意見ト思ハレマスガ、翻ツテ商工大臣ガ本議會ニ於テ説明セラレタ所ニ依リマスルト、先般別ニ提案サレテ居リマスル鐵關稅引下法案ハ、二箇年ノ期限ガ附サレテ居リマスルガ、商工大臣ハ二箇年後ノ昭和十四年頃ニハ、今回廢止セントシテ居ル鐵鋼四五年頃ニハ、内地ノ需要高ハ鋼材ガ六百二十万噸、鐵鋼五百九十万噸ニモナルガ、之ニ對シテハ關稅ヲ復活シテモ、鐵鋼ノ需給ニ支障ハナ

在ノ我國トシテ、生產力ノ擴充ヲ刻下ノ急務トスルト云フ見地カラシテ、此許可制ハ生産力ノ擴充ヲ阻碍スルモノデアルト云フ趣旨ヲ以テ、相當強硬ナル反對ガ出テ居ルノト思ヒマスガ、若シサウデアリマスルナラバ、先以テ日鐵自體ノ此製鐵業界ニ於ケル指導的立場ヲ立直シテ、其支配力ヲ強化スルト云フコトガ必要ノ條件デアルト思フ、商工大臣ハ如何ナル方法ヲ以テ之ヲ具體化セントサレルノデアリマスルカ、御所見ヲ伺ヒタイ更ニ本法案ノ内容ニ進シテ質疑ヲ致シタイト思ヒマス、本法案ハ現在ノ日鐵中心主義、及び從來ノ恩惠的助長主義ノ鐵國策ノミヲ以テシテハ、製鐵事業ノ健全ナル發達ヲ圖ルコトガ出來ナイト云フ趣旨カラシテ、新ニ國家的ノ統制、即チ政府ノ干渉、即チ官憲ノ指導監督ヲ加ヘントスルモノアリマス、其内容トスル所ハ數項目アリマスルガ、私ハ此場合特ニ許可制度ト、公益及ビ軍事上ノ必要ニ依ル命令權ノコトニ付テ検討致シタトイ思ヒマス、許可制度ノコトニ付テナケレバナラスト云フ意味ノ御答辯ヲ爲サレテ居ルノアリマス、之ニ依ツテ見マスレバ、商工大臣ハ所謂日鐵中心主義ハ、其名ニ付キマシテハ、特殊ノ場合ノ外ハ一般ニ付キマリマシタケレドモ、多少違タ方面カラテナケレバナラスト云フ趣旨デアリマス、至極御尤ノ意見ト思ハレマスガ、翻ツテ商工大臣ガ本議會ニ於テ説明セラレタ所ニ依リマスルト、先般別ニ提案サレテ居リマスル鐵關稅引下法案ハ、二箇年ノ期限ガ附サレテ居リマスルガ、商工大臣ハ二箇年後ノ昭和十四年頃ニハ、内地ノ需要高ハ鋼材ガ六百二十万噸、鐵鋼五百九十万噸ニモナルガ、之ニ對シテハ關稅ヲ復活シテモ、鐵鋼ノ需給ニ支障ハナ

在既ニ著々ト具體化サレテ居ル所ノ、日鐵擴張等ヲ爲ス場合ニ、原則トシテ政府ノ許可ヲ受クルコト等ノコトハ、從來通リデアリマシテ、ソレ以外ニ一般ニ事業ノ新設擴張等ヲ爲ス場合ニ、原則トシテ政府ノ許可ヲ受クルコトニナルノデアリマス、此許可制ノ新設ト云フコトニ對シマシテハ、現

レニ滿洲銑ヤ内地ノ屑鐵ヲ以テ補ヘバ、格

別供給ニ不足ヲ來スコトハアルマイト云
フ、御見解ヲ御示シニナックノデアリマス、
尤モ商工大臣ハ又別ノ機會ニ於キマシテ、
製鐵事業ノ如キ平時ノ需要ノ重大ナルモノ
ニ對シテハ、單ニ自給自足ヲ以テ満足セズ、
密口自給他足ノ域ニ達セナクテハナラヌ、
即チ輸出ヲ一ツノ「タンク」ノ如クニ考へ
テ、此「タンク」ノ調節力ニ依ツテ、影響ヲ
少クシテ置クヤウニ考ヘナケレバナラヌ、
現在デハマダ自給自足モ出來ナイ状況デア
ルガ、是ハドウシテモ世界ノ市場ニ進出シ
テ、此反動時期ニ對シテ、其輸出量ナドヲ
考ヘテ調節シテ行クノガ至當デハナイカト
考ヘルト、斯様ニ御述ニナッテ居ルノデアリ
マス、此點カラ考ヘマスレバ、商工大臣ハ
單純ニ國內ノ需要ダケ充シテ置ケバ宜イ、
需要ニ對スル供給ダケ不足ヲ來サナケレ
バ、ソレデ満足デアルト云フ御意圖デハナ
ケレバナラヌト考ヘテ居ラルヤウニ理解
モ、現在ノ國際情勢ノ下ニ於テハ、鐵ガ不
足スルト云フコトガ何ヨリノ禁物、絶エズ
生産力ニモ、原料品ニモ、製品ニモ餘裕ヲ
持タセルコトガ必要デアル、相當ノ量
ガ溜ツテモ、是ハ腐ルモノヂヤナイ、何時デ
モ間ニ合フヤウニ、銑鐵デモ、製品デモ貯
ヘテ置カナケレバナラヌ、其負擔ハソレハ
セル爲ニ、國策會社タル日鐵ヲ持ヘテアル
ノデアリマス、斯ノ如ク生産ノ擴充ヲ必要

トスルナラバ、本法案ノ許可制ト云フモノ
ハ、明ニ設備ノ新設擴張等ニハ害ニナルモノ
ニアリマスルカラシテ、商工大臣ノ御所見、
又吾々ノ意見トハ矛盾スルカノ如クニ考へ
ラレルノデアリマスガ、商工大臣ハ如何ニ
御考ニナルノデアリマスカ、此點ヲ伺ヒタ
イト思ヒマス

尤モ此許可制ニ付テハ、商工大臣ノ御說
明ヲ聞ケバ、日本ニ於ケル屑鐵ノ使用、而
モ屑鐵ハ米國ニ依存シテ居ルト云フヤウナ
コトデ、屑鐵ノ使用ヲ出來ルダケ節約シナ
ケレバナラヌト云フ御趣旨デ、原料政策方
ラ考慮サレタコトノヤウニ思ハレル、是ハ
御尤ノコトデアルガ、私ハ此設可制ノモウ
一ツノ狙ヒ所ハ、群小企業ノ濫設ヲ防止ス
ル爲メデハナイカト思フノデアリマス、彼
ノ歐洲大戰當時非常ナル好況ニ乘ジテ、到
ル處ニ製鐵所ガ濫設サレタ、サウシテ隨所
ニ成金ガ簇出致シタコトハ御承知ノ通リ、
然ルニ戰後ノ不況ニ際會致シマスト、一
大ノ損害ヲ受ケタノミナラズ、國家ニモ非
常ナ迷惑ヲ掛ケテ居ルノデアリマス、是ハ
溜リモナク潰レテシマッテ、獨リ當業者ガ多
大ノ損害ヲ受ケタノミナラズ、國家ニモ非
常ナ迷惑ヲ掛ケテ居ルノデアリマス、是ハ
實ニ我國トシテハ苦イ經驗デアル、故ニ軍
人者、特ニ製鐵事業ニハ先程申シマスル
ニ依ツテ、銑鐵一貫作業ガドン／＼進メラレ
ルト云フコトニナッテ、屑鐵ヲ使用シナクテ
モ銑鐵ダケデ間ニ合フヤウニオヤラセニナ
レバ、是モ出來ナイコトハナイノデアリマ
ス、ドウシテモ許可制ヲ布カナケレバ、屑
鐵使用ヲ節約スルコトハ絕對ニ出來ナイト
モナク、唯好況ニ乗ジテ群小企業家方設備
ヲ濫設スルヤウナコトニナレバ、反動期ニ

際シテ大變ナコトニナリハシナイカト云フ
コトノ御心配ヲナサレテ居ルト云フコトモ、
私ハ當然ノコトデアルト思フ、現ニ先頃カ
トノ議會ニ於キマシテモ、サウ云フ反動時
期ニ對シテ、政府ハ如何ナル對策ヲ持ツテ居
ルカ云フコトノ御質疑等モアツヤウニ承
知致シテ居ルノデアリマス、唯此群小企業
家ニ對シテ、今後餘リニ無暗ニ仕事ヲ起サ
セナイヤウニ、擴張シナイヤウニサセルト
云フコトモ、是ハ當然御考ニナッテ然ルベキ
コトダト思フノデアリマスルガ、サウ致シ
ケレバナラヌト云フ御趣旨デ、原料政策方
ラ考慮サレタコトノヤウニ思ハレル、是ハ
御尤ノコトデアルガ、私ハ此設可制ノモウ
一ツノ狙ヒ所ハ、群小企業ノ濫設ヲ防止ス
ル爲メデハナイカト思フノデアリマス、彼
ノ歐洲大戰當時非常ナル好況ニ乘ジテ、到
ル處ニ製鐵所ガ濫設サレタ、サウシテ隨所
ニ成金ガ簇出致シタコトハ御承知ノ通リ、
然ルニ戰後ノ不況ニ際會致シマスト、一
大ノ損害ヲ受ケタノミナラズ、國家ニモ非
常ナ迷惑ヲ掛ケテ居ルノデアリマス、是ハ
溜リモナク潰レテシマッテ、獨リ當業者ガ多
大ノ損害ヲ受ケタノミナラズ、國家ニモ非
常ナ迷惑ヲ掛ケテ居ルノデアリマス、是ハ
實ニ我國トシテハ苦イ經驗デアル、故ニ軍
人者、特ニ製鐵事業ニハ先程申シマスル
ニ依ツテ、銑鐵一貫作業ガドン／＼進メラレ
ルト云フコトニナッテ、屑鐵ヲ使用シナクテ
モ銑鐵ダケデ間ニ合フヤウニオヤラセニナ
レバ、是モ出來ナイコトハナイノデアリマ
ス、ドウシテモ許可制ヲ布カナケレバ、屑
鐵使用ヲ節約スルコトハ絕對ニ出來ナイト
モナク、唯好況ニ乗ジテ群小企業家方設備
ヲ濫設スルヤウナコトニナレバ、反動期ニ

○議長(富田幸次郎君) 田尻君ニ注意致シ
マス、協定ノ制限時間ガ既ニ超過致シマシ
タ
○田尻生五君(續) ソレデハ極メテ簡單ニ
ヤリマス――次ニ公益上及ビ軍事上ノ必要
ニ基ク政府ノ命令權デアリマスガ、是ハ固ヨ
リ現在ノ鐵鋼界ノ混亂等ニ備ヘル爲ニ設ケ
ラレタコトデアルト思ヒマスケレドモ、是
ハ一方ニ於キマシテ商工大臣ガ抱懷セラレ
テ居ル意見ノヤウニ、日鐵ヲ中心ニシテ而
モ之ヲ強化シテ行クコトニナレバ、今日マ
デノヤウナヘマサヘヤラナケレバ、自
治的ニ旨クヤツテ行ケルノデハナイカ、
大體今回ノ混亂ニ依ツテ、日鐵初メ當業
者モ非常ニ反省ヲセラレタヤウデアリマ
ス、事實ニ於テ色々自治的ニ國民ニ迷
惑ヲ掛ケナイヤウナ方法デヤツテ行カ
ウト云フコトハ具體的ニモ計畫ガ進ンデ來
テ居ルヤウニ聞及シニ居ルノデアリマス、
必シモ此法律ニ依ツテ、命令ノ力ニ依ツテ公
益ヲ維持シナクテモ、暫ク自治的方法ニ任
せテ差支ナイト私ハ思フ、又殊ニ此軍事上
ノ必要ニ依ル命令權デアリマスガ、是ハ日
本製鐵會社法ニモ規定シテアル、強ヒテ民
間會社ニ之ヲ命令シナクテモ、私ハ日鐵會
社ニヤラセルノガ當然ダト思フ、殊ニ日鐵
會社ハ斯ウ云フ軍事上ノ必要ニ依ツテ命令
ヲ受ケタ場合ニヘ、其損失ニ對シテヘ、政
府ニ對スル配當金カラ其負擔ヲ差引クヤウ
ニナッテ居ル、然ルニ之ニ對シマシテハ本法
案ニ依リマスト、民間會社ニサウ云フ命令

ヲシタ場合デモ、此補償ヲスルト云フヤウナ明文ガ本法案ニハナイノデアリマス、却テ之ニ違反シタ場合ニ三千圓以下ノ罰金ニ處スルト云フコトガ、麗々シク掲ゲラレテ居ル、極メテ不合理ナル仕組デアルト思フノデアリマス。

最後ニ私ハ許可トカ認可トカノ詮議機關ノコトニ付テ伺ヒタイ、現在デモ熔鑄爐ノ認可ニ一年以上モ掛ツタト云フコトノ苦情ガ非常ニアルノデアリマス、是ハ先程申シマシタヤウニ、從來熔鑄爐ニ對スル認可ヲ抑制シテ居ツタ場合ハ別ト致シマシテ、一般ニ認可スルト云フ方針ヲ執ラレタ後モ、事務的詮議ノ爲ニ非常ナ時間ヲ要シテ居ル、是ハ當業者トシテハ非常ナナル迷惑ヲ感ジテ居ルノデアリマス、兎角此許可トカ認可トカ云フヤウナ權限ヲ與ヘラレマスルト云フト、官憲ト云フモノハ非常ナ優越感ヲ感ズルト見エマシテ、何カ自分デ人民ニ對シテ恩恵ヲ施スノダト云フヤウナ誇リヲ持ツカノヤウニ思ハレルノデアリマス、殊ニ官僚獨善ノ弊害ノ甚シイ今日ニ於テ、此點ハ餘程重大ニ考ヘナケレバナラスト思フ(拍手)尤モ許可制ニ致シマシテモ、命令權ニ致シマシテモ、今回ハ製鐵事業委員會ト云フモノヲ排ヘテ、ソレノ議ニ付スルト云フコトニハナツテ居リマス、併ナガラ此種ノ委員會ガ果シテ幾許ノ實際機能ヲ持ッテ居ルカト云フコトハ、多言ヲ要セズ澤山ノ事例ニ依テ明白デアリマス、斯様ナ不都合ナコトハ、官廳ト致シマシテ、十分ナル詮議機關

ガ設ケラレテ居ツテモ、専門家ガ配置サレテ居ツテモ中々旨ク行カナイ、況ヤ詮議機關ニ手不足ヲ感じテ居ルト云フヤウナ場合ニハ、如何ニ事務的ニ進捗サセヨウト思ヒマシテモ、是ガ中々旨ク行カナイ、商工省ノ鑄山局ニハ、ズット以前ニハ製鐵課ト云フモノガアリマシタガ、今日ハソレガ廢止セラレテ居ル、サウシテ現在デハ鑄政課ノ中ニ四五人ノ事務官ト技師ガ居ラレマス、サウンデ是等ノ人々が課長ノ下ニ日鐵ノコト、或ハ「アウトサイダー」ノ熔鑄爐ノ認可問題、其他鐵ニ關スル一切ノコトヲ御取扱ニナツテ居ル、是等ノ人々ハ固ヨリ精勤恪勤デハアリマセウケレドモ、今日デモ先程申シマスルヤウニ、認可ニ非常ニ手間ヲ取シテ、事務ノ滯滯ヲ來サシテ居ル、若シモ此法案ガ實施サレルト致シマスレバ、許可事項認可事項、届出、其他非常ナル事務ノ幅廣ヲ來スノデアリマシテ、バナラスト思フ、先般商工大臣ハ、燃料政策ハ鐵政策ト甲乙ナイ位ニ重要性ガアル故ニ、其點ニ重大ナル關心ヲ持ッテ燃料局ヲ設置シヨウトシテ居ル、斯ウ云フコトヲ仰セニナツテ居ル、燃料問題ト鐵ノ問題ハ甲乙ナシ、然ルニ此燃料ニ付テ申シマンタガ、其タンデヤナイカト考ヘルノデアリマス、富低廉ト云フコトニ付テ申シマンタガ、其當時ノ數字、計算ニ於キマシテ、「スクランブ」ノ値段ガ百十圓、二十圓モスルト云フコトハ、誰モ豫想シテ居ナカッタト思フノデアリマス、サウ云フ意味ニ於キマシテ、必シモ其當時ヨリモ少シモ高クナラヌト云申シマシテモ、鐵ノ問題ノ爲ニ殊ニ本法案ニ依ッテ殖エマスル所ノ事務ヲ處理スル爲ニ、如何ナル陣容ヲ設ケントサレルノデアリマス、條件ガ同ジデアレバト云フ意味ト考ヘルノデアリマス、要スルニ基礎條件

承リタイト思ヒマス、日鐵ヲ中心トシテ「アウト・サイダー」ヲ綜合シテ、我國ノ鐵鋼計画ヲ立テヨウト申シマシタコトハ、日鐵ノ上再質問ハ致シマセヌカラ、商工大臣モ其御積リデ極メテ簡潔ニ、又要領ヨク御答辯アランコトヲ願ツテ置キマス(拍手)

(國務大臣伍堂草雄君登壇)

○國務大臣(伍堂草雄君) 簡單ニ御答致シ他非常ナル事務ノ幅廣ヲ來スノデアリマシテ、ト云フ御尋デアリマスガ、是ハ豫算總會デ加藤君ノ質問ニ御答申シマシタ通り、私ハ失敗デハナカッタト思ヒマス、若シ合同シテ居ナカッタラバ、今日ヨリモ飢餓ノ程度方激シク、今日ヨリモ生産費ガ高クナツテ居ツバ、是ノ争奪ニ依ツテ共倒レニナルヤウナマス、第一ハ製鐵合同ハ失敗デナカッタ力マシテハ、先程岡崎君ニ御答申シマシタ通リデアリマシテ、自給自足ニ對シテノミナラズ、自給他足ヲスル必要モ認メテ居ルノバナラスト思フ、先般商工大臣ハ、燃料政策ハ鐵政策ト甲乙ナイ位ニ重要性ガアル故ニ、其點ニ重大ナル關心ヲ持ッテ燃料局ヲ設置シヨウトシテ居ル、斯ウ云フコトヲ仰セニナツテ居ル、燃料問題ト鐵ノ問題ハ甲乙ナシ、然ルニ此燃料ニ付テ申シマンタガ、其タンデヤナイカト考ヘルノデアリマス、富低廉ト云フコトニ付テ申シマンタガ、其當時ノ數字、計算ニ於キマシテ、「スクランブ」ノ値段ガ百十圓、二十圓モスルト云フコトハ、誰モ豫想シテ居ナカッタト思フノデアリマス、サウ云フ意味ニ於キマシテ、是ガ對策ト云フコトモ考ヘナケレバナラヌト思フノデアリマス、公益上ノ爲メ又ハ軍事上ノ爲ニ必要ナ場合ノ命令監督ニ對シマシテハ、先程岡崎君ニ御答申シマシタ通りデアリマス、軍事上ノ見地カラ必要ナ場合ニハ、日鐵ダケニヤラセタラ宜イデアラウ、斯ウ云フ御意見デゴザイマスガ、勿論ソレハ主ト致シマスケレドモ、日鐵ノミデ足リ

モウ比較的ノ問題ダラウト私ハ考ヘルノデアリマス、條件ガ同ジデアレバト云フ意味ト考ヘルノデアリマス、要スルニ基礎條件

法トシテハヤハリ「アウト・サイダー」ヲ含

メマス、其場合ニ政府ハ其損失ヲ補償シナケレバナラヌコトハ、當然デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、最後ニ鑛山局ノ陣容ガ手薄デアルト云フコトデアリマシタ、私モ此點ニ付テハ將來考慮致シタイト思ヒマス(拍手)

○議長(富田幸次郎君) 田尻君、宜シウゴザイマスカ

○田尻生五君 演壇デ申シマシタヤウニ、再質問ハ致シマセヌ

○議長(富田幸次郎君) 龜井貫一郎君

(龜井貫一郎君登壇)

○龜井貫一郎君 本案ニ付テ商工大臣ニ御尋ヲ致シマス、御承知ノ通り現在ノ我國ノ中心問題ガ厖大ナル軍事豫算デアリ、軍需工業生産力ノ擴大デアリ、其基礎ナルモノガ所謂製鐵生産力ノ擴大ニ在ルノデアリマシテ、此製鐵生産力ノ擴大ヲ如何ナル方法デアナタガナナルカト云フコトガ、爲替ノ問題トナリ、物價ノ問題ト相成リ、内側ニハ一般的ノ勞働強化ノ問題ト關係ヲ致シスルノデ、本法案ハ、本議會ニ於キマスル產業立法ト致シマテハ、最モ重要ナモノノ一つ申スコトヲ妨ゲナイト信ズルノデアリマス、併ナガラ其細カイ點ニ付キマシテハ、重大ナル性質ハ持ツテ居リマスルガ、本會議ノ質疑ニ適セスト存ジマスルカラ、何レ委員會ニ於キマシテ、大臣、商工大臣、御同列デ伺ヒタイト存ジマス、本日ハ唯本會議ニ於キマシテ、特ニ議場ヲ通ジテ、明瞭ニ伺ツテ置キタイ四ツ

ノ點ニ關シマシテ、商工大臣カラ明瞭ナル御答辯ヲ願ツテ置キタイト思ヒマス

第一ハ、所謂將來ノ我國ノ鋼材ノ需要ノ問題デアリマス、私個人ト致シマスルナラバ、一國ノ產業ノ程度ハ、大體其銑鐵生産能力ヲ以テ推定ガ出來マスルシ、一國ノ文化ハ鋼材人口一人當リノ消費量ヲ以テ推定出來ルト云フ考ヲ持ツテ居リマス、是ハ大體ニ於テ認メラレテ居ル考デアルト信ジマスルガ、商工大臣ガ豫算委員會、關稅定率法改正案委員會、乃至ハ本會議ニ於テノ鋼材需要ニ關スル御見透シハ、大體ニ於テ前日鐵技監野田サンノ所謂野田需要曲線十年倍加ニ基キ、更ニ最近大正十三年ヨリ昭和四年、五年、六年ノ不況期ヲ除イテ、昭和三十年カラ昭和十年ニ至ル需要ノ線ヲ結バレマシタル、所謂十年三倍加ノ需要曲線ヲ加ヘテ御修正ニ相成リ、昭和十六年三月六百万噸ノ大體ノ見透シヲ以テ、諸般ノ計畫ヲ御進メニ相成ツテ居ルヤウニ吾々ハ拜察ヲ致シテ居ルノデアリマス、併ナガラ本日ハ時間ガアリマセヌカラ省略致シマスルガ、此需要曲線ナルモノハ、根本的ニ申シマスルナラバ一箇ノ表ニ過ギナイ、一つノ「テーブル」ニ過ギナイノデアリマス、我國ノ產業ノ資本主義的ノ發展ノ上向下向ノ表面的ナ指標ヲ述ツテ居ッテハ駄目デアル、其基礎的條件カラ之ヲ見テ行カナケレバナラヌモノト信ジテ居リマス、此需要曲線ナルモノハ、失禮ナ申分デアリマスルケレドモ、一

考ニ止マルモノデアルト吾々ハ推察ヲ致シマス、假ニ我國ノ文化ヲ、將來國民生活ノ安定、ソレニ向ツテ諸般ノ政策ノ推進、我國產業構成ノ根本的變化、殊ニ我國ノ產業ノ構成ヲ、輸出工業ニ於テ輕工業カラ機械生產品ニ漸次變ヘナケレバナラナイト云フ、目前ノ產業構成ノ變化ヲ遂行シナケレバナラナイト云フ必要ヲモ併セ考ヘマスルニ置クト致シマシテモ、昭和十六年度ニ於テハ、左様ナル所ノ推算ハ得ラレナイト云信ズルノデアリマス、此點ニ關シマシテ明確ナル御答辯ヲ煩ハシタイト思ヒマス、議論ハ他日ニ留保致シマスルガ、一部ニ過少「スケール」デアルト云フ評ノアルコトハ御聞キニナックコトト思ヒマス、私共ハ其論者ノ方法論トハ違ヒマスルガ、ヤハリ一箇ノ過少「スケール」デアルト信ジテ居ルノデアリマシテ、此點ニ關シマシテ、其御見透シヲ吾々ハ他日御訂正ニ相成ル必要ガアルコトヲ確言致シテ置ク者デアリマス

第二ニ御尋ヲ致シマスル點ハ、製鐵事業法ト云フモノガ、過去ニ於ケル製鐵產業ノ助長行政ヨリ、漸次監督指導行政ニ轉入セントスル傾向ハ、是ハ賀スベキ傾向デアルト、ドッヂニ我國ガ先づ依存ヲ止メナケレバナラヌカト言ヘバ、是ハ當然「スクラップ」デアリマス、然ラバ少クトモ銑鋼一貫作業ノ工業、其中所謂廻轉式ノ平爐作業ノ如キ、或ハ廢基性ノ轉爐作業、是等ノモノヲ普通ナッテ居ラッショナルヤ否ヤフ吾々ハ疑フ者デアリマス、ソレヲハッキリ伺ヒタイノデアリマス、製鐵事業法ヲ繰披イテ見マスルナラニナルコトヲ必要ナリト信ジテ居リマス

ガ、今日議論へ致シマセヌ、今日ソレ等ノモノハ別ニシ、鋼材生産、完成鋼材生産ノ産業へ別ニシ、又原料鋼材、鋼塊生産ノ産別ハ之ヲ一團トシ、少クトモソコニ二箇ノ方針、達タ立場ニ於テノ統制乃至計畫ノ御方針ガ相成ラネバナラヌト信ズルノデアリマス、之ヲ徹底スルヤウニ申上ゲルコトハ長クナリマスルガ、専門家ニアラセラレル商工大臣ヘ、是ダケデ御諒承ヲ得テ居ルト思ヒマス

ソレカラモウ一ツハ、此中ニゴザイマスル所ノ副生物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定メ、且ツ其副生物ニ付テノ一定ノ獎勵ヲ與ヘラレルコトニナッテ居ルノデアリマスルガ、近時ノ製鐵工業ガ——イヤ、吾々ハ製鐵工業ト云フ言葉ヲ是カラ使フコトハ、最早世上誤リヲ生ズルト思ヒマスノデ、使ヒタクナイノデアリマス、銑鋼一貫作業ノ如キ、製銑鋼工業乃至ハ完成鋼材工業、是等ヲ分ケテ参リマセヌトイケヌト思ヒマス、製鐵工業ト云フ言葉ヲ用ヒマスト、原料タル鐵工業モ、或ハ一ツノ完成品タル鋼材工業モ、一緒ニ製鐵業ト論ズルコトニナリマシテ、是ハ産業政策ノ上ニ甚シク混亂ヲ招キマスカラ、使ヒタクナイノデアリマス、ダガ何レニ致シマシテモ、廣イ意味ニ於ケル製鐵產業中、狹イ意味ノ銑鋼一貫作業ニ依ルモノ、或ハ所謂製銑鋼工業ニ依ルモノハ、鐵ヲアルト云フコトヨリモ、ソレガ產業ノ基礎工業デアルト云フ根本ノ理由ハ御承知ノ通リ、是ハ化學工業ヲモ併セ考ヘマシタ所

ノ立地的ナ、即チ產業ノ「シュタンド・オルト」ニ、各工業ヲ多邊的ニ結合セルト云フ、立地的ナ計畫經濟トシテ、其何レモガ副生物デモナイ、本當ノ生產品デアル所ノ多邊的計畫經濟ニ依リマシテ、鐵ノ「コスト」ヲ引下ゲテ行ク所ニ、近代基礎工業トシテノ製鐵工業ノ意味ガアルト申サケレバナラヌノデアリマス、斯ク考ヘテ參リマスト、立地的ナ計畫經濟ノ見地、及ビ製鐵ノ中デノ一貫作業ニ依ル製銑鋼工業ノ他ノ鋼材工業ニ對スル關係、是等ヲ併セ考ヘ來リマスルナラバ、製鐵中、殊ニ原材料ノ生產ニ關シマスル部分ハ、吾々ハ之ヲ非營利的計畫經濟ニシロト云フ議論ヲ持チマスルガ、政府ハ少クトモ是ダケハ別箇ノ基礎的ナ御計畫デ御考ニ相成ラネバナラヌト思フノデアリマス、是ガ第二點デアリマス

第三點ハ二十二條ノ問題デアリマスルガ、陸軍省ニ於キマシテハ、軍需「インフレ」ノ偏在ヲ一般化スルト云フ、斯ウ云フ風ナ見地カラ昭和八年デアリマシタカ、之ニ關シマシテ商工省ノ寧ロ御注意ヲ促シタイノデアリマスガ、陸軍省ニ於キマシテハ、軍需「インフレ」ノ偏在監督スルコトニ依リマシテ、當然利益統制ニマデ御發展ニ相成ラネバナラヌト存ズルノデハ利益ノ統制、即チ配當率ノ制限、社内ニ於キマスル勞働者其他ノ爲ノ積立金、繰越金、銷却基金、研究基金、是等ヲ嚴重ニ

○國務大臣(伍堂草雄君) 龜井君ノ御質問ニ御答シマス、鐵竝ニ鋼ノ將來ノ需要ノ見透シニ對シマシテハ、軍部方面トモ十分ニ打合セラ致シマシテ、將來ノ準戰時標準ト申シマスカ、非常時等ノ場合ヲ考慮ニ置キマシテ、遺憾ナキヲ期シタイト思ヒマス、フレニ依リマシテ暴利ヲ得テ居リマスモノハ、明瞭ニ申上ダマスガ、日本鋼管デアルトカ、所謂原料工業ニ屬シマスル、愈々以シテ居ラレル、商工省ハ此點ヲ——本議

テ是カラ御取締ニナラウト云フ此會社等ガ、即チ重大ナル要素デアリマス、ソコマデ含マレルヤ否ヤヲ明瞭ニ伺ヒタイノデアリマス

第四點ハ、此製鐵產業ニ於ケル勞働者ノ勞働時間、或ハ勞働強化ノ問題ニ付テデアリマスルガ、是ハ委員會ニ於テ詳細御意見ヲ伺ヒタイト存ジマス、併ナガラヤハリ二十二條ニ於キマスル監督ハ、現下ノ勞働問題ガ所謂社會問題ニアラズシテ、勞働管理ノ問題ト相成リ、一ツノ經營ノ問題ト相成リ、一ツノ生産力擴充ノ爲ヘノ眞カラノ協力ヲ求メル所ノ產業ノ經營ノ問題ト、既ニ轉嫁シテ居リマスル今日ニ於キマシテ、當然政府ノ監督行政ハ是等ノ製鐵工業會社ニ於キマスル所ノ勞働者ノ人格、勞働時間、技術ノ保持、或ハ熟練工ノ養成等ノ將來ノ製鐵工業ノ永遠性ヲ確保スル爲ノ勞働助長政策ニ向ハナケレバ相成ラヌモノト存ズルノデアリマス、此四點ニ付キマシテ御尋ヲ致シマス(拍手)

(國務大臣伍堂草雄君登壇)

ニ對シマシテハ、過去ニ於ケル最モ好況ナシテ居ラレル、時代ヲ標準ト致シマシテ行ヒマシタノデ、

今後五箇年後ニハ六百万噸乃至八百万噸ノ需要量ヲ見込ンデ居リマス外ニ、貧饑處理、竝ニ砂鐵ノ處理、其他特別ノ方法ヲ以テ行ハントスル製鐵事業ハ、其中ニ含マレテ居ナイノデアリマス、第二ノ製鐵ニ關スル政策ニ付キマシテハ、詳細ハ委員會ニ讓ルコトト致シタイト思ヒマスルガ、私ハ當面政策ト致シマシテハ、今日ノ鐵飢餓ヲ一日モ早ク救濟スルコトヲ考ヘル爲ニ、懸案ニナッテ居リマス生産設備ノ促進ヲ圖リ、尙ホ多少高クテモ、ソレヲ忍シテ外國カラノ銑鐵其他ノ原料ヲ入レルコトヲ忍バナケレバナラスト考ヘルノデアリマスルガ、根本政策トシマシテハ、ドウシテモ鑛石竝ニ「スクラップ」カラ自給シ得ル域ニ進マナケレバナラナイト思ヒマス、是ハ相當長期ヲ要スルト思ヒマスケレドモ、一步デモ進ンデ行クコトガ、今日ノ急務デアラウト考ヘルノデアリマス、尙ホ轉爐其他ノ特殊ノ設備ニ付キマシテモ、考慮ヲ致シタイト思ヒマス、副產物工業ヲ別箇ノ取扱ヲシタラバ宜イデヤナイカト云フ御意見ニ對シマシテハ、是ハ現狀ガ最モ良イト考ヘルノデアリマス、三番目ニ第二十二條ノ實行標準ニ付テ御質問ガアリマシタガ、是ガ活用ハ要スルニ公利益上ノ見地カラ、又軍事上ノ見地カラ、必要ナ場合ニ行フノデアリマシテ、何處マデモ今日ノ程度ハ自主的ニ統制其他ヲ行ヘシメントスルノデアリマス、已ムヲ得ヌ場合ニ行ヒ、又其方法等ニ付テモ、製鐵事業委員會ノ審議ノ結果行フ積リデアリマス、勞

効者ノ育成等ニ付キマシテハ、御意見ヲ謹シニ尊重致シマス

〔龜井貫一郎君登壇〕

○龜井貫一郎君　御答辯ヲ拜聽致シマシタガ、副產物ノ處理ニ付テノ私ノ所論ヲ、商工大臣ハ誤解ヲシテ居ラシヤルト思ヒマス、別

簡ニ處理シロト申上ゲタノデハナクシテ、ソレヲ一緒ニシナケレババイケナイ、ソレヲ大規

模ノ計畫經濟デナケレバ、イケナイト云フコトヲ申上ゲタ、隨ヒマシテ一貫製銑鋼工業、即

チ酸性平爐工業ニ供給スベキ鋼屑、ソレ等ヲ造ル所ノ所謂鹽基性轉爐、或ハ廻轉式ノ平

爐ニ依ル所ノ工業、是等ト所謂化學工業ヲ

我國ノ軍事機構ヲ作ッタ、併シ「スナイト」

一緒ニシタ、大規模ナル、國家的ナル規模ニ於ケル所ノ計畫經濟ノ必要ヲ伺ッタノデ

アリマスガ、ソレヲ御了解ニ相成ラナイデ、

別箇ニスルト云フ風ニ御聽キニナリマシタ

ノハ御聞違ヒデアリマス、併シ是ハ細カイ

問題ニナリマスカラ委員會ニ讓リマシテ、

其際御意見ヲ伺ヒマス、唯重大ナル一點ハ、

今日日本ノ鐵ノ——銑鐵ノ將來ノ需要ハ、軍

部トモ相談シタンダカラ、ソレダカラ是デ

宜イト云フ話デスガ、現在ノ軍部ハ所謂狹

義國防資本主義ノ埒内ニ於ケル、生產力擴

五箇年計畫ノ菱形ガ、昭和十五年、十六年、

十九年ニ何ヲ造ッタカト云ヘバ、水道ノ鐵管

東京砲兵工廠、或ハ大阪砲兵工廠ガ、明治

石炭鑛業モ起キナイ、何モ起キナイカラ、

政府自ラガ、ソコデ炭鑛ヲ國營シ、船舶ヲヤリ、紡績、製絲ヲヤック、富岡ノ製絲工場ヲ

官營デヤッタノモ御承知ノ通リデス、所デソ

ソレハ何カト申シマスルナラバ、私共ハ鐵鋼政策ヲ中心ニ致シマシテ、日本產業ガ重大ナル轉換期ニ立ツト云フ認識ニ立ツテ居ル、ト

云フノハ何デアルカト言ヘバ、明治ノ初ニ

我國ノ製鐵工業が始ツタ事情ハ、御承知ノ通

リデアリマス、奴隸ノ如ク使ハレテ居ル農

村ノ人口ト、工業資本ニ轉化シ得ザル所ノ

商業資本ノ日本デアツタ、而シテ列國ノ帝國

主義カラ我國ノ獨立ヲ守ラナケレバナラヌ

所カラ、明治五年ニ徵兵令トナリマシテ、

銑ヤ「モーゼル」銑デハ鐵砲ガ捕ハナイ、大砲ガ捕ハナイ、ソコデ政府自ラガ水戸様ノ

水道橋ノ鐵砲火薬修理工場ヲ御取上ゲニナッ

タノガ東京ノ砲兵工廠デアル、大阪ノ砲兵工廠モ幕府ノ長崎製鐵所ヲ取上ゲタモノデ

アル、島津様ノ鹿兒島ノ造船所ヲ取上ゲタ

ノガ吳ノ海軍工廠デアル、浦賀ノ幕府ノ造

船所ヲ取上ゲタノガ御承知ノ通り横須賀工

廠デアル、所ガソコデ鐵砲ヤ大砲ヲ造ラウ

トナサイマシタガ、鐵砲ヤ大砲ヲ造ルガ爲ニ

ハ機械ガ要ル、機械ヲ据付ケル爲ニヘ其

土臺ガ要ル、ソレガ何處ニモナイ、ダカラ

トナサイマシタガ、鐵砲ヤ大砲ヲ造ラウ

ガ起キマンタカ、鐵ヘヤッテハ儲カラナイ、

日本ハ投込マレタカラ、日本ニハ何ノ產業

リデス、ソコデソレハヤッタガ、其規模ガ大

キクハナイデセウ、金ガ儲カラナケレバ仕事ハ出来ナイト、斯ウ云フ立場ノ經濟界ニ

リデス、ソコデソレハヤッタガ、其規模ガ大

キクハナイデセウ、金ガ儲カラナケレバ仕事ハ出来ナイト、斯ウ云フ立場ノ經濟界ニ

リデス、ソコデソレハヤッタガ、其規模ガ大

キクハナイデセウ、金ガ儲カラナケレバ仕事ハ出来ナイト、斯ウ云フ立場ノ經濟界ニ

リデス、ソコデソレハヤッタガ、其規模ガ大

キクハナイデセウ、金ガ儲カラナケレバ仕事ハ出来ナイト、斯ウ云フ立場ノ經濟界ニ

リデス、ソコデソレハヤッタガ、其規模ガ大

キクハナイデセウ、金ガ儲カラナケレバ仕事ハ出来ナイト、斯ウ云フ立場ノ經濟界ニ

リデス、ソコデソレハヤッタガ、其規模ガ大

キクハナイデセウ、金ガ儲カラナケレバ仕事ハ出来ナイト、斯ウ云フ立場ノ經濟界ニ

商品トナシ得ル所ノ紡績、或ハ綿絲、製絲、人絹ト云フモノダケガ、日本ノ大宗

產業トナッテシマッテ居ルコトハ、商工大臣御承知ノ通リデアリマス、サウシテ今生産力ヲ擴充シナケレバナラナイト云フ時機ナ

ノデアリマス、其時ニ當ッテ鐵ヘ足リナイ、工作機械ハナイ、外國カラ買ヘバ、爲替ガ惡クナル、ソコデ無理ニ生産力ヲ増シテ行カナケレバナラナイカラ、勞働者ノ技術ノ上ニ覆ヒカブサル、出來ルダケ技術ヲ餘計勧カサシテ、サウシテ非常時ノ生産力ヲ擴大シテ行カウ、斯ウ云フ勞働者ノ技術ノ強化ノ上ニ、辛ウジテ生産力ヲ高メテ行カウト云フ現段階ノ傾向ガ、即チ勞働者ノ殘業デアリ、夜業デアリ、幼年工デアリ、臨時工デアリ、労働者ノ工場災害デアリ、而シテ是ガ持越金山、尾去澤鑛山ニ於ケル災害等、日本勞働者災害ノ最モ高イ原因デアルト言ハナケレバナリマセヌ(拍手)サウスレバ今ノ問題ハ、二十世紀、二十一世紀、二十二世紀ニ瓦ル產業ノ構成ハ、原業ヲ乗ヶ、其上ニ輕工業ヲ乗ヶテ行カナケレバナラナイ時デアリマス、此構成ノ變更ヲヤラナケレバナラナイ時デアリマス、從來ノ資本主義ノ上向期、下向期ノ其曲線線ト云フモノガ完成スルト云フ認識ハ、社會經濟トシテハ成立タナイト云フノガ、是ガ私ノ第一ノ質問ノ意味デアリマス、ソレガ御分リニナッテノ上ニ、モウ一應御答辯ヲ

願ヒマス

(國務大臣伍堂卓雄君登壇)

鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出)
第一讀會

出)

第一讀會

大正九年法律第五十三號中改正法律案
大正九年法律第五十三號中左ノ通改正ス

第二條第一號中「面」ヲ「邑面」ニ改メ同條
ニ左ノ一號ヲ加フ

七 朝鮮ニ於テ揮發油ニ混入スヘキア
ト申シマシタノデ、勿論全體ノ我國ノ將來
ノ趨勢ヲ考慮致シマシテ、將來ノ需給ニ對
シテ誤リナキヲ期シテ居ルノデアリマス

○龜井貫一郎君 簡單デアリマスカラ、自
席カラ御許ヲ願ヒマス

○龜井貫一郎君 後ハ委員會デ御伺致シマ
ス

○議長(富田幸次郎君) 許可致シマス

○議長(富田幸次郎君) 後ハ委員會デ御伺致シマ
ス

○議長(富田幸次郎君) 是ニテ質疑ハ終
局致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スペキ委
員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○議長(富田幸次郎君) 本案ハ議長指名十八名ノ委
員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 中山君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

○議長(富田幸次郎君) 本案ハ議長指名十八名ノ委
員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 後ハ砂鐵若ハ
朝鮮總督ノ定ムル鐵鑛ノ製鍊ヲ目的トス
ル特殊ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業」ヲ加
フ

第八條第一項中「三萬五千廻」ヲ「十萬廻」
ニ改メ「製鐵事業」ノ下ニ「又ハ砂鐵若ハ
朝鮮總督ノ定ムル鐵鑛ノ製鍊ヲ目的トス
ル特殊ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業」ヲ加
フ

〔面〕ヲ「邑面」ニ改ム
附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔政府委員入江海平君登壇〕

○政府委員(入江海平君) 大正九年法律第
五十三號關稅法及比關稅定率法等ノ朝鮮ニ
於ケル特例ニ關スル法律中改正法律案ニ付
テ御説明申上ゲマス、改正ノ第一點ハ、燃

料國策ニ順應シ、朝鮮ニ於キマシテモ大體
内地ト同様ノ揮發油及ビ「アルコール」混用

制度ヲ、内地ト同時ニ實施スル計畫デアリ
マスガ、混入用「アルコール」ノ製造ハ、内地

ニ於テハ政府ノ製造專賣ニ依ルコトナッテ
居リマスガ、朝鮮ニ於テハ差當リ政府ノ免

許ヲ受ケタル民間事業者ヲシテ之ニ當ラシ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程

第四、大正九年法律第五十三號中改正法律
案ノ第一讀會ヲ開キマス——拓務次官入江
海平君

第四 大正九年法律第五十三號中改正

法律案(關稅法及關稅定率法等ノ朝

ムル豫定デアリマス、而シテ内地ニ於テ政府
ガ其「アルコール」製造專賣ノ爲メ輸入スル
原料品ニ對シマシテハ、別途提案セラレマ
シタ關稅定率法中改正法律案ニ依リ、其輸
入稅ヲ免除セラル、コトト相成ツテ居リマ
スノト同様ニ、混入用「アルコール」ノ低廉
豐富ナル供給ヲ圖リマス趣旨ニ於キマシ
テ、朝鮮ニ於テ揮發油ニ混入スペキ「アル
コール」ノ製造ニ供スル爲メ、朝鮮總督ノ認
可ヲ受ケテ輸入スル原料品ニ限り、其輸入
稅ヲ免除セントスルモノデアリマス、改正
ノ第二點ハ、製鐵事業法ノ制定ニ伴ヒ、輸
入稅免除ノ特典ヲ與フル製鐵事業者ノ資格
ヲ改正セントスルモノデアリマス、尙ホ是
ト同時ニ義ニ行ハレマシタ朝鮮ニ於ケル地
方制度ノ改正ニ伴フ字句ノ修正ヲ爲サント
スル次第デアリマス、何卒宜シク御審議ノ
上速ニ御協贊アランコトヲ希望致シマス
○議長(富田幸次郎君) 本案ノ審査ヲ付託
スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス
○議長(富田幸次郎君) 本案ノ審査ヲ付託
スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス
○議長(富田幸次郎君) 中山君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程

第五、大正九年法律第五十六號中改正法律
案ノ第一讀會ヲ開キマス——內務大臣河原

田稼吉君

第五 大正九年法律第五十六號中改正

法律案（北海道拓殖鐵道補助ニ關ス）

大正九年法律第五十六號中改正法律案

條ノ二ノ場合ヲ除クノ外」ヲ加フ

第四百四十八條中「第四百四十九條及第
四百五十條」ヲ「第四百四十八條ノ二」乃至
第四百五十條」ニ改ム

第四百四十八條ノ二 上告裁判所事實ノ
確定ニ影響ヲ及ホスヘキ法令ノ違反ア
リト認メ又ハ第四百十二條乃至第四百

十四條ニ規定スル事由アリト認ムル場
合ニ於テ自ラ事實ノ審理ヲ爲スヲ適當
ナラストスルトキハ判決ヲ以テ原判決
ヲ破毀シ事件ヲ原裁判所ニ差戻シ又ハ
原裁判所ト同様ナル他ノ裁判所ニ移送
スヘシ

前項ノ差戻又ハ移送アリタル事件ニ付
裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ原判決又ハ其
ノ基礎ト爲リタル取調ニ關興シタル判
事ハ其ノ裁判ニ關興スルコトヲ得ス
第四百五十三條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ第四百十二條乃至第四百十四條ニ
規定スル事由アリト爲ス上告ノ趣意ハ
其ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國務大臣鹽野季彦君登壇)

○國務大臣(鹽野季彦君) 只今上程ニナリ
マシタ法律案ニ付キマシテ御説明ヲ申上げ
マス、先ツ裁判所構成法中改正法律案ニ付
テ提案ノ理由ヲ説明致シマス、本改正案ノ
第一點ハ、判事ノ代理ノ範囲ヲ擴張セント
スルモノデアリマシテ、現行規定ニ依リマ
スト、豫審判事ニ付テ、一定ノ場合ニ、控

訴院長ガ其ノ管轄區域内ニ於テ適當ニ代理
ヲ命ズルコトヲ得ルヤウニナッテ居リマス
ルガ、裁判事務ノ現状ニ鑑ミマシテ、右代
理ノ範囲ヲ啻ニ豫審係ノミニ止マラズ、一般
第四百四十八條ノ二 上告裁判所事實ノ
確定ニ影響ヲ及ホスヘキ法令ノ違反ア
リト認メ又ハ第四百十二條乃至第四百

十四條ニ規定スル事由アリト認ムル場
合ニ於テ自ラ事實ノ審理ヲ爲スヲ適當
ナラストスルトキハ判決ヲ以テ原判決
ヲ破毀シ事件ヲ原裁判所ニ差戻シ又ハ
原裁判所ト同様ナル他ノ裁判所ニ移送
スヘシ

前項ノ差戻又ハ移送アリタル事件ニ付
裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ原判決又ハ其
ノ基礎ト爲リタル取調ニ關興シタル判
事ハ其ノ裁判ニ關興スルコトヲ得ス
第四百五十三條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ第四百十二條乃至第四百十四條ニ
規定スル事由アリト爲ス上告ノ趣意ハ
其ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

ヘタルモノヲ給與セラレテ居リマシタガ、

右定期年齢ニ達シマスル以前ニ於テ、退官
又ハ退職致シマシタル者ハ、如何ナル事由
ニ依リマシテモ、前申シマシタル增加恩給ヲ
支給セラレナインデアリマス、斯クテ右資

格ヲ有スル判事検事ニシテ、定期年齢ニ達
次ニ改正ノ第二點ハ、判檢事ノ定期ニ因ル
退職ノ時期ヲ調整シテ、年二回定期ニ纏メ
テ退職セシメントスルモノデアリマシテ、
現行規定ニ依リマスルト、生年月日ニ依リ
マシテ、ソレドモ退職致シマシタル爲ニ、
人事行政上ノ支障ヲ生ズルコトガアルノデ
アリマス、此支障ヲ除去セントスル趣旨デ
アリマス、最後ニ改正ノ第三點ハ、控訴院
檢事局ノ判任タル監督書記ヲ委任タル書記
長ニ昇格セシメントスルモノデアリマシテ、
アリマス、此年齡ニ達シタル後ニ退官退
職致シマシタル場合ハ、普通文官恩給年額
ニ三割増シタモノヲ給與スルコト致シマ
シテ、比較的高齢者ノ勇退ヲ圓滑ニシ、新
進有爲ノ者ノ進出ヲ容易ニシマシテ、以テ
司法部内人事ノ刷新ヲ圖ラントスルモノデ
アリマス

次ニ刑事訴訟法中改正法律案ニ付テ御説
明申上げマス、改正ノ第一點ハ、從來上告
裁判所ガ自ラ事實ノ審理ヲ致サケレバナ
ラヌ場合ニ於キマシテモ、上告裁判所自ラ
事實ノ審理ヲ爲スコトガ適當ナイト思料

之ニ付テハ判決書ニハ、上告ノ趣意及ビ主要
ナル答辯ヲ全部記載セネバナラヌコトニナ
シテ居リマスルノデ、上告裁判所ガ判決ヲ作
成スル場合ニ、必要以上ノ勞力ヲ用ヒテ居

スル次第アリマス、以上三案ニ付キマシテ
速ニ御審議ノ上御協賛下サランコトヲ切望
スル次第アリマス

○副議長(岡田忠彦君) 質疑ノ通告ガアリ
マス——本田英作君

〔本田英作君登壇〕

○本邦英作君 只今上程ニナッテ居リマス

ガ、其後引續キ在職致シテ居リマシテ、
裁判所構成法ニ依ル定期年齢、即チ大審院
長、檢事總長ハ滿六十五歳、他ノ判事檢事
ハ滿六十三歳ニ達シマシタル後、退職致シ
マシタ場合ニ於テハ、其恩給年額ハ、恩給

裁判所ト被告人ノ所在地、若クヘ證人、鑑
定人ノ所在地トガ、甚シク隔ツテ居リマスル
ヤウナ場合ニ、證人、鑑定人ヲ喚出シマス
ルニ致シマシテモ、又ハ上告裁判所ガ自ラ

現場ニ出張スルト云フヤウナ場合ニ於キマ

ニ至ル久シキ間、御上ノ御役人ト稱スル行
政官ノ裁判ニ服シテ來タノデアリマスル
ガ、初メテ憲法ノ條章ニ基ク此法律ニ依リ
テ、獨立シタル裁判官ノ裁判ヲ仰グコトヲ
得ルニ至ツタ記念スペキ法律デアルノデア
リマス、然ルニ此法律ニ依リテ各裁判所ニ
檢事局ヲ附置セラレタルガ爲ニ、世人ヲシ
テ判事モ檢事モ一樣ニ裁判所ノ役人ト誤解
セシメ、檢事自ラモ判事ニ對シ對等觀念ヲ
懷カシムルニ至ツタコトハ、延イテ今日非難
ノ焦點タル人權蹂躪ノ由テ來ル素地ヲ作ッ
タモノデハナイカト思フノデアリマス、併
ナガラ憲法ニ於テ司法ト題スル條章ノ中ニ
ハ、單ニ裁判所ガ天皇ノ御名ニ於テ司法權
ヲ行使スルコトヲ定メラレ、隨ヒマシテ嚴
格ナル司法事務ヲハ裁判事務ヲ指スモノデ
アッテ、檢察事務ヲ含マナイモノデアルト云
フコトハ、私ノ言ヲ俟タナイ所デアリマス
仍テ第一ニ御尋シタイノハ、本改正案ニ
於テ、其定年制ニ付テ判檢事ヲ全ク平等ニ
取扱シテ居リマスルガ、判事ト檢事トハ其取
扱フ事務ノ異ナルハ勿論、身分ノ保障ニ於
テ、行爲ノ制限ニ於テ、任官ノ制限ニ於テ
相異シテ居ルノデアリマシテ、之ヲ一律ニ定
ムルコトハ、益々司法ト檢察トヲ混淆セシム
ルノ處アリト思フノデアリマス、此點ニ對
スル御說明ヲ御願シタイト思フノデアリマ
ス、第二ニ御尋シタキハ、前述ノ如ク司法
事務ト檢察事務ハ異ナルノデアリマスルカ
トヲ説明スル、御意思ガナイカト云フコト
ヲ御尋シタイノデアリマス、第四ニ御尋シ
タイコトハ、裁判所構成法ニ「檢事ハ其ノ
上官ノ命令ニ從フ」トアルノデアリマス、
檢事一體ノ趣旨ガ此規定ニ依リテ生レルノ
デアリマス、然ルニ昨年前ノ光行檢事總長
ニ對シ、少壯檢事ガ團結シ、六十何名連判
状ヲ取シテ、之ニ對抗シタト云フコトガ、新

カ、第三ニ御尋シタキコトハ、司法大臣ハ
裁判所及ビ檢事局ヲ監督スルノデアリマス
ルガ、司法省官制ニ依リマスルト、司法大
臣ハ更ニ進シテ檢察事務ヲ指揮セラル、コ
トニナツテ居ルノデアリマス、即チ司法大臣
ハ檢事ヲ指揮シテ起訴不起訴ヲ爲サシムル
ノ事件、又ハ社會的重大性ノ事件ハ、皆司
法大臣ノ指揮ヲ仰イデ居ルノデアリマス、
他面司法大臣ハ此起訴ニ係ル事件ヲ裁判ス
ル判事ヲ監督スルコトハ、裁判ノ獨立性ニ
付キ世人ヲシテ危惧ノ思フナサシムルモノ
デアルト思フノデアリマス、且ツ最近ノ政
變ニ於テ、現司法大臣ガ御就職ノ際、司法部
内ニ於テ、大臣ヨリモ古參ノ者ガ十一名ア
ルト云フヤウナコトデ、何カ不平ガアッタヤ
ウナ噂ガアルノデアリマス、是ハ帝國最高
ノ法衙ノ長デアル大審院長デアッテモ、司法
大臣ヨリ行政事務竝ニ身分ニ付キ監督ヲ受
ケルガ故デアリマセウ、仍テ大審院長ヲシ
テ名實共ニ判事ノ最高峯トシテ、司法大臣
ノ監督ヨリ離レ、判事ヲシテ世間ノ顯榮ニ
超越シテ其天職ヲ盡スヤウ、裁判所構成法
ヲ改正セラル、御意思ガナイカト云フコト
ハ原裁判所ニ差戻シ、又ハ原裁判所ト同等
ノ裁判所ニ移送スルト云フノデアリマス、
毀スル場合ニハ、大審院ノ考ニ依リテ事件ヲ
原裁判所ニ差戻シ、又ハ原裁判所ト同等
ノ裁判所ニ移送スルト云フノデアリマス、
鹽野司法大臣ノ貴族院ニ於ケル説明ニ
依レバ、外國ノ大審院ニ比シテ我ガ大審院
ノ特異性トシテ、無實ノ罪無カラシムル
デアリマス、人權蹂躪ノ問題ハ、近日更ニ
此數字ヲ眺メ、今日司法警察官ノ人權蹂躪
ガ、既ニ世間ノ常識デアルト云フ時ニ於
テ、肌ニ粟スルヲ禁ズルコトガ出來ナイノ
デアリマス、人權蹂躪ノ問題ハ、近日更ニ
セラレタモノニ係ルノデアリマス、吾々ハ
ヲ御伺シタイノデアリマス

更ニ刑事訴訟法中改正法律案ニ付テ二三
ノ質疑ヲシタイト思フノデアリマス、本法
律改正案ノ主ナル點ハ、事實審理ノ爲メ破
毀スル場合ニハ、大審院ノ考ニ依リテ事件ヲ
原裁判所ニ差戻シ、又ハ原裁判所ト同等
ノ裁判所ニ移送スルト云フノデアリマス、
鹽野司法大臣ノ貴族院ニ於ケル説明ニ
依レバ、外國ノ大審院ニ比シテ我ガ大審院
ノ特異性トシテ、無實ノ罪無カラシムル
デアリマス、人權蹂躪ノ問題ハ、近日更ニ
此數字ヲ眺メ、今日司法警察官ノ人權蹂躪
ガ、既ニ世間ノ常識デアルト云フ時ニ於
テ、肌ニ粟スルヲ禁ズルコトガ出來ナイノ
デアリマス、人權蹂躪ノ問題ハ、近日更ニ
セラレタモノニ係ルノデアリマス、吾々ハ
ヲ御伺シタイノデアリマス

「パーセンテージ」ニ依ルト、犯罪捜査ノ端
緒ハ檢事ガ認知シタモノガ一・四デ、告訴告
訴レバ、昭和五年ヨリ九年マデ五箇年間ノ
若シ之ヲ放置シテ置クト云フコトニナリマ
スレバ、檢事一體ノ實ハ到底舉ゲルコトガ
出来ナイノデアリマス、然ルニ連判ノ檢事
ハ便々トシテ中央ニ居ラレルノデアリマ
ス、司法大臣ハ之ニ對シテ如何ナル處分ヲ
爲サントシ、又爲サレタノデアルカ、其點
ヲ御伺シタイノデアリマス

司法警察官ヨリ送致セラレタモノガ九〇・四
ト云フヤウナ割合デ、犯罪トシテ取扱ヘレ
ル數ノ九割強ガ、實ニ司法警察官ヨリ送致
セラレタモノニ係ルノデアリマス、吾々ハ
此數字ヲ眺メ、今日司法警察官ノ人權蹂躪
ガ、既ニ世間ノ常識デアルト云フ時ニ於
テ、肌ニ粟スルヲ禁ズルコトガ出來ナイノ
デアリマス、人權蹂躪ノ問題ハ、近日更ニ
セラレタモノニ係ルノデアリマス、吾々ハ
ヲ御伺シタイノデアリマス

別ニ取扱ハレルサウデアリマスカラ、私ハ
深ク此内容ニ觸ル、コトヲ致シマセヌ、元
デアリマス、人權蹂躪ノ問題ハ、近日更ニ
セラレタモノニ係ルノデアリマス、吾々ハ
ヲ御伺シタイノデアリマス

ノ監督ヨリ離レ、判事ヲシテ世間ノ顯榮ニ
超越シテ其天職ヲ盡スヤウ、裁判所構成法
ヲ改正セラル、御意思ガナイカト云フコト
ハ原裁判所ニ差戻シ、又ハ原裁判所ト同等
ノ裁判所ニ移送スルト云フノデアリマス、
毀スル場合ニハ、大審院ノ考ニ依リテ事件ヲ
原裁判所ニ差戻シ、又ハ原裁判所ト同等
ノ裁判所ニ移送スルト云フノデアリマス、
鹽野司法大臣ノ貴族院ニ於ケル説明ニ
依レバ、外國ノ大審院ニ比シテ我ガ大審院
ノ特異性トシテ、無實ノ罪無カラシムル
デアリマス、人權蹂躪ノ問題ハ、近日更ニ
セラレタモノニ係ルノデアリマス、吾々ハ
ヲ御伺シタイノデアリマス

「パーセンテージ」ニ依ルト、犯罪捜査ノ端
緒ハ檢事ガ認知シタモノガ一・四デ、告訴告
訴レバ、昭和五年ヨリ九年マデ五箇年間ノ
若シ之ヲ放置シテ置クト云フコトニナリマ
スレバ、檢事一體ノ實ハ到底舉ゲルコトガ
出来ナイノデアリマス、然ルニ連判ノ檢事
ハ便々トシテ中央ニ居ラレルノデアリマ
ス、司法大臣ハ之ニ對シテ如何ナル處分ヲ
爲サントシ、又爲サレタノデアルカ、其點
ヲ御伺シタイノデアリマス

法ヲ改正セラレル御意思ガアルカドウカト云フコトヲ御尋シタイノデアリマス、第二ニ今日ノ裁判ノ實際上ノ取扱ニ對シテノ不満ハ、公判中心主義ガ事實ニ於テ行ハレテ居ナイコトデアリマス、換言スレバ、公判マデニ證據ガ出來過ギテ居ルコトデアリマス、隨テ公判デハ必要ナ證據調ノ申出ガ、

動トモスレバ許サレナイノデアリマス、隨ヒマシテ檢事調書、豫審調書ヲ基礎トスル書面審理トナッテシマヒ易イノデアル、裁判ガ餘リニ形式ニ囚ハレルノ弊ニ陥ッテ居ルノデアリマス、是ハ自由心證主義ニ反シ、甚ダ危險ナルコトト思フノデアリマシテ、現行ノ豫審制度ハ洵ニ檢事ノ手足トナッテ居ルヤウナ感ヲ致スノデアリマス、仍テ檢事ノ公訴ハ單ニ裁判所ニ對シ公判ノ請求ヲ爲シ得ルダケニ止メテ、裁判所ハ必要ニ應ジ自ラ豫審ヲ爲シ、又ハ受命判事ヲシテ豫審ヲ爲サシメ、眞ニ公判中心主義ヲ確立スルヤウニ、刑事訴訟法ヲ改正スル御意思ハナイカドウカト云フコトヲ御尋シタイノデアリマス。

最後ニ非常ノ意氣込ト費用ヲ掛ケテ、昭和三年十月實施セラレマシタ所ノ陪審法ノ適用ハ如何デゴザイマセウカ、全國ノ陪審法廷ト陪審宿舎トハ、流行ラナイ公會堂ヤ宿屋ノヤウニ、閑古鳥ガ鳴イテ居ルヤウナ現状デアリマス、今昭和五年カラ昭和十年マデノ、被告カラ進ンデ陪審ヲ求メタ數ヲ見マスルト、昭和五年ニ三人、昭和六年ニ五人、昭和七年ニ三人、昭和八年ニ二人、

云フコトヲ御尋シタイノデアリマス、第二ニ今日ノ裁判ノ實際上ノ取扱ニ對シテノ不満ハ、公判中心主義ガ事實ニ於テ行ハレテ居ナイコトデアリマス、換言スレバ、公判マデニ證據ガ出來過ギテ居ルコトデアリマス、隨テ公判デハ必要ナ證據調ノ申出ガ、

因トナッテ居ルノデアラウト思フノデアリマス

昭和九年ニ二人、昭和十年ニハ一人モナイト云フヤウナ有様デアリマス、是ハ何ト云フ沟ニ哀レナル狀態デアリマセウカ、此原因ハ第一ニ、陪審ハ事實審ガ一審制度ト云フコトニナッテ居ルガ爲ニ、最モ不振ナル原

マシテ

ガ往々同ジ廳舍ノ同ジ家屋ノ中ニ執務致シ

御尋デアリマスガ、是ハ構成法ノ上ニ於キ

マシテハ、別箇ノ官廳デアリマシテ、世人

ヤウデアリマスルカラ、將來ハ經費ヲ要求

致シマシテ、檢事局ト裁判所ヲ別々ノ建物

ニ致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス、第五

ノデアリマス、此二ツノコトノ爲ニ、被告

人ヲシテ陪審ヲ請求スル勇氣ヲ沮喪セシム

ル原因トナッテ居ルコトト思フノデアリマ

ス、司法大臣ハ此不振ノ儘陪審制度ヲ拋擲

シテ置カレル御積リデアルカドウカ、或ハ

更ニ只今ノ陪審制度ヲ改メテ起訴陪審ト

シ、今日非難囂々タル司法警察官竝ニ檢事

ノ取調ニ依ル起訴ニ付キ民意ヲ參加セシ

メ、之ヲ是正セシムル御意思ハナイカドウ

カ、ソレトモ只今ノ通リニシテ置カレマン

テ、事實審理ヲ二審制度ニ爲サル御考ハナ

イカドウカ、是等ノ諸點ニ對シマシテ司法

大臣ノ懇切ナル御答ヲ御願致シマス(拍手)

〔國務大臣鹽野季彥君登壇〕

○國務大臣(鹽野季彥君) 本田君ニ御答ヲ致シマス、御尋ノ第一點ハ、判事檢事ヲ同一待遇ニシテ居ルノハ、宜シクナイイデハナカト云フ御趣意ノヤウデアリマシタガ、是ハ構成法ニ於テ認メテ居ル所デアリマシテ、又兩方共同ジャウナ教養ヲ受け、同ジヤウナ仕事ニ從事致シテ居ルノデアリマス

ルカラ、之ヲ差別シテ別々ノ待遇ヲスル必要ハナカラウト考ヘテ居リマス、第二點ハ、要ハナカラウト考ヘテ居リマス、第三點ハ、

ト云フヤウナ有様デアリマス、是ハ何ト云フ沟ニ哀レナル狀態デアリマセウカ、此原因ハ第一ニ、陪審ハ事實審ガ一審制度ト云フコトニナッテ居ルガ爲ニ、最モ不振ナル原因ハ第一ニ、陪審ハ事實審ガ一審制度ト云フコトニナッテ居ルガ、其當時ニ於キマシテ多少左様ナ事ガ處置ハドウナッタカト云フ御尋デアリマスルガ、其當時ニ於キマシテ多少左様ナ事ガアツコトハ聞イテ居リマス、併ナガラアノモノガ、記錄ニ附イテ居ルカラ惡イト云フモノガ、記録ニ附イテ居ルカラ惡イト云フヤウナコトハ認メラレナインデアリマス、第

六ニ陪審ニ付テノ御尋ガアリマシタガ、成程陪審ガ施行セラレテ、今日マテ漸次陪審ノ事件ガ減少シテ居ルコトハ事實デアリマス、併ナガラ陪審裁判ハ、總テ公判ニ於テ取調ヲ致シマシテ、陪審員ノ判断ヲ俟ツテ事務ヲ處理スルノデアリマス、之ヲ二審制度ニスルト云フコトハ不適當ト考ヘテ居ルノデアリマス、現在ノ状態ニ於キマシテハ、今暫ク陪審法ノ實施ノ模様ヲ觀察致シマシテ、然ル後ニ改正ノ點ハ考究致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス

○本田英作君 茂ダ不満足デアリマスケレドモ、私ノ質問ハ是デ打切りマス

○副議長(岡田忠彦君) 青木雷三郎君

(青木雷三郎君登壇)

○青木雷三郎君 私ハ只今議題ニナッテ居リマスル三案ノ中、裁判所構成法並ニ外一
件ハ、委員會其他ニ於テ質疑ヲ致シタイト
思フノデアリマス、私ハ重點ヲ刑事訴訟法
ノ改正法律案ニ置キマシテ、司法大臣ノ御所
見ヲ質シテ見タインデアリマスルガ、私ハ
本案ノ内容ニ入ルニ先ダチマシテ、司法大
臣ニ申上ゲテ置カナケレバナラ又重大ナル
一事ガアルノデアリマス、其事ハ、本議會
ニ於キマシテハ、衆議院竝ニ貴族院ヲ通ジ
マシテ、人權蹂躪ノ問題ニ對シテ相當ノ論
議ガ行ハレタノデアリマス、私ハ各種ノ機
會ニ於キマシテ、司法當局ノ答辯ヲ伺ッテ
リマスルト、何カ吾々議員ノ中ニ於テ、或
ハ選舉違反ノ事件ガアルト云フヤウナ關係
上ヨリ致シマシテ、特ニ人權蹂躪ノ聲ヲ大

ニシテ、其反響ヲ喚起サウト云フノデハナイ
カト云フガ如キ態度ヲ以テ答辯ヲサレル傾
向ナガルノデアリマス、私共ガ極メテ短イ議
員ノ歴史ヲ以テ見マシテモ、或ル法律案ニ
決議案ヲ附シテ出セバ、相當政府ハ考慮ヲ
致シマシテ、次ノ議會又ハ其後ノ議會ニ於
キマシテ、是ガ實現ヲ致シテ居ル、或ハ請
願、建議ト云フ方面デアリマシテモ、ソレ
ガ政府ノ施設ニ於テ重要デアルト云フコト
ハ、是ハ實現致シテ居ルノデアル、所ガ人
権蹂躪ノ問題ハ年毎ニ殖エテ行ク、サウン
デ吾々議員ガ年々歳々之ニ對シテ警告ヲ致
サナケレバ相成ラヌコトニナツテ居ルノデ
アリマス、尤モ私ハ何レノ國策モ重要デア
リコトヲ信ジテ居リマス、苟モ國民生活ニ
關係アル問題ニ輕重ハ付サヌノデアリマス
ガ、併ナガラ此聖代ノ御代ニ於キマシテ、
陛下ノ赤子デアル所ノ國民ガ、一ツノ嫌疑
ヲ以テ御調ヲ受ケルト云フ場合ニ於テ、ソ
コニ凌虐ガ行ハレ、人權蹂躪ガ行ハレルト
リマス(拍手)故ニ私共ハ此問題ハドウシテ
モ根絶ヲ致サナケレバナラヌコトデアルト
云フコトハ、洵ニ國際的ノ關係ニ於キマシ
テモ、私ハ大イニ遺憾ト存ジテ居ルノデア
リマス(拍手)故ニ私共ハ此問題ハドウシテ
シ來ツテ居ルノデアリマス、私一身ノコトヲ
アリマスルケレドモ、併ナガラ社會政策ノ
上ニ必要デアルト云フコトニ依ツテ、贊成ヲ
カラ反對ノ勸告モアリ、決議モアツタノデハ
ニハ、或ハ色々ノ同志カラ、或ハ同職ノ人
言へバ、先般神奈川縣ニ人權蹂躪ノ問題ガ
アリマシタ時ニ、私共同僚ト共ニ之ヲ告發
シタノデアル、併ナガラ進ンデ檢事局ヤ縣
廳ノ方デ、ソレ等ノ事ヲ爲シタル警察官ニ
対シテ、或ハ行政處分、或ハ刑事訴訟ノ手
續ヲ行ハレル傾向ガアリト見テ私共ハ取下
ゲタ、私共ハ人ヲ憎ンデ居ラナイ、何トカ
シテ是等ノ各機關ガ法規ノ條規ニ基イテ、
附加ヘラレテ居ツタ云フコトヲ聞クノデ
アリマス、私共ハ遺憾ニ堪ヘマセヌ

併ナガラ私ハ、此人權蹂躪ノ問題ハ屢々
機會ニ於テ論議ヲサレ、サウシテ司法當局
モ承知ヲサレテ居ルコトデアリマスカラ、
本日ハ特ニ私ノ質疑ノ重點トスル點ニ對シ

人關係ノ人々ガアリマシテ、特ニ軍部ノコ
トヲ御心配ニナリマスト同様ニ、私共ハ每
ニナルノデアリマス、私共ガ極メテ短イ議
員ノ歴史ヲ以テ見マシテモ、或ル法律案ニ
決議案ヲ附シテ出セバ、相當政府ハ考慮ヲ
致シマシテ、次ノ議會又ハ其後ノ議會ニ於
キマシテ、是ガ實現ヲ致シテ居ル、或ハ請
願、建議ト云フ方面デアリマシテモ、ソレ
ガ政府ノ施設ニ於テ重要デアルト云フコト
ハ、是ハ實現致シテ居ルノデアル、所ガ人
権蹂躪ノ問題ハ年毎ニ殖エテ行ク、サウン
デ吾々議員ガ年々歳々之ニ對シテ警告ヲ致
サナケレバ相成ラヌコトニナツテ居ルノデ
アリマス、尤モ私ハ何レノ國策モ重要デア
リコトヲ信ジテ居リマス、苟モ國民生活ニ
關係アル問題ニ輕重ハ付サヌノデアリマス
ガ、併ナガラ此聖代ノ御代ニ於キマシテ、
陛下ノ赤子デアル所ノ國民ガ、一ツノ嫌疑
ヲ以テ御調ヲ受ケルト云フ場合ニ於テ、ソ
コニ凌虐ガ行ハレ、人權蹂躪ガ行ハレルト
リマス(拍手)故ニ私共ハ此問題ハドウシテ
モ根絶ヲ致サナケレバナラヌコトデアルト
云フコトハ、洵ニ國際的ノ關係ニ於キマシ
テモ、私ハ大イニ遺憾ト存ジテ居ルノデア
リマス(拍手)故ニ私共ハ此問題ハドウシテ
シ來ツテ居ルノデアリマス、私一身ノコトヲ
アリマスルケレドモ、併ナガラ社會政策ノ
上ニ必要デアルト云フコトニ依ツテ、贊成ヲ
カラ反對ノ勸告モアリ、決議モアツタノデハ
ニハ、或ハ色々ノ同志カラ、或ハ同職ノ人
言へバ、先般神奈川縣ニ人權蹂躪ノ問題ガ
アリマシタ時ニ、私共同僚ト共ニ之ヲ告發
シタノデアル、併ナガラ進ンデ檢事局ヤ縣
廳ノ方デ、ソレ等ノ事ヲ爲シタル警察官ニ
対シテ、或ハ行政處分、或ハ刑事訴訟ノ手
續ヲ行ハレル傾向ガアリト見テ私共ハ取下
ゲタ、私共ハ人ヲ憎ンデ居ラナイ、何トカ
シテ是等ノ各機關ガ法規ノ條規ニ基イテ、
附加ヘラレテ居ツタ云フコトヲ聞クノデ
アリマス、私共ハ遺憾ニ堪ヘマセヌ

併ナガラ私ハ、此人權蹂躪ノ問題ハ屢々
機會ニ於テ論議ヲサレ、サウシテ司法當局
モ承知ヲサレテ居ルコトデアリマスカラ、
本日ハ特ニ私ノ質疑ノ重點トスル點ニ對シ

マス、是ハ只今ノ質問ニモアッタノデアリ
マスガ、私ハ今日ノ公判中心主義ヲ疑ツテ
居ル（拍手）私ハ曩ニモ申上ゲマシタヤウ
ニ、苟モ辯護士ノ地位ニ居リ、サウシテ國
民ノ代表者デアル議員ノ席ヲ持ッテ居リマ
ス以上、人權蹂躪ト云フヤウナコトヲ申上
ゲルコトハ、割合ニ容易デアリマス、併ナ
ガラ公判ノ判決ニ於テ、或ハ暗雲ガ漂ヒ、
或ハ疑惑ヲ受ケルト云フコトハ、苟モ司法
部ニ關係シテ居ル者ハ慎マナケレバナラ
ヌ、ソレデ尙ホ茲ニ一言致シマスコトハ、
此問題ハ非常ニ現下重大ナ問題ニナッテ居
ル、私共ハ個人ノ立場ニ於キマシテ警察官
ノ態度、檢事ノ態度ニ對シテ御伺ヲ致シマ
ス、ソレハ少數ノ警察官ヤ少數ノ檢事ノ
中ニハ、アナタノ言ハレルヤウナ行爲ガ
アツカモ知レナイ、司法省ハ是ハ取締ツテ
行ク、斯ウ言ハレルノデアリマスルガ、一
タビ公判ノ問題ニ相成リマスト、左様ナ判
思フノデアリマスガ、左様ナコトハ絶対ニ
ナイト云フコトヲ御斷言ニナルカ、ナラナ
イカト云フコトヲ私ハ承リタイ、私ハソレ
ガ爲ニ、此刑事訴訟法ガ大正十一年ニ改正サ
レマシテ、時ノ司法大臣大木達吉伯ガ提案
ノ理由トシテ説明サレタ、極メテ短イモノデ
アリマスカラ、私ハ此處デ朗讀致シマスガ
「ソレカラ搜査ノ問題デアリマスガ、此ノ搜
査ノコトハ屢々社會ニ問題ヲ起シテ居ルノ
デアリマス、案ハ檢事ノ行動ノ範圍ヲ法律

ヲ以テ限定致シマシテ、其行動ニ付テハ將
來疑惑ノ起ラザルコトヲ圖シタノガ一ツノ
重要ナル點デアリマス、ソレカラ更ニ當局
者、殊ニ被告人ノ地位、其地位ヲ確保スルト
ゲルコトハ、割合ニ容易デアリマス、併ナ
ガラ公判ノ判決ニ於テ、或ハ暗雲ガ漂ヒ、
或ハ疑惑ヲ受ケルト云フコトハ、苟モ司法
部ニ關係シテ居ル者ハ慎マナケレバナラ
ヌ、ソレデ尙ホ茲ニ一言致シマスコトハ、
此問題ハ非常ニ現下重大ナ問題ニナッテ居
ル、私共ハ個人ノ立場ニ於キマシテ警察官
ノ態度、檢事ノ態度ニ對シテ御伺ヲ致シマ
ス、ソレハ少數ノ警察官ヤ少數ノ檢事ノ
中ニハ、アナタノ言ハレルヤウナ行爲ガ
アツカモ知レナイ、司法省ハ是ハ取締ツテ
行ク、斯ウ言ハレルノデアリマスルガ、一
タビ公判ノ問題ニ相成リマスト、左様ナ判
思フノデアリマスガ、左様ナコトハ絶対ニ
ナイト云フコトヲ御断言ニナルカ、ナラナ
イカト云フコトヲ私ハ承リタイ、私ハソレ
ガ爲ニ、此刑事訴訟法ガ大正十一年ニ改正サ
レマシテ、時ノ司法大臣大木達吉伯ガ提案
ノ理由トシテ説明サレタ、極メテ短イモノデ
アリマスカラ、私ハ此處デ朗讀致シマスガ
「ソレカラ搜査ノ問題デアリマスガ、此ノ搜
査ノコトハ屢々社會ニ問題ヲ起シテ居ルノ
デアリマス、案ハ檢事ノ行動ノ範圍ヲ法律

ガ、本當ノ肚ノ底デハ、案ハ斯ウ云フ案ニ變
ヘタガ、大ニヤッテヤル積リデハナイカト云
フコトヲ聽イテ居ル、所ガ林刑事局長ハ憤
然トシテ、アナタハ私共ガ是ダケ熱心ニ刑
事訴訟法ヲ改正シテ、諸君ガ多年御要望ニ
付キマシテモ最モ力ヲ盡シテ規定シテ居ル
ニ幾多ノ規定ヲ置イタノガ、又第二ノ重要
ナル點デアリマス、殊ニ未決勾留ノコトニ
拘ラズ、看板ダケ掲ゲテ實際ハ大ニヤル
次第デアリマス、次ニハ豫審ニ辯
護人ヲ附セヨト云フコトハ、多年ノ寧ロ私
人ハ豫審ニモ干與スル、勿論其範圍ハ限ッテア
リマス、即チ辯護人ヲ豫審ニ干與セシムルト
云フコトガ又新ナル企テデアル、其次ニハ現行
刑事訴訟法中ニハ手續ノ中権ヲ成スモノハ公
判デアル、併ナガラ其實際ニ付キマシテハ中
権ガ豫審ニ移ッテ、公判ハ或ハ形式ニ流レル
ヤウニナッテ居ル嫌ガアルノデアリマスカ
ラ、此案ハ公判ヲ手續ノ中心ニスルト云フ
コトニ付キマシテハ、最モ力ヲ盡シテ規定
シテ居ルノデアリマス、斯様ニ提案ノ理由
ナッテ居ルト思フ、左様ニ司法大臣ハ御考
通君ガ心配ヲ致シテ質問サレタ通リニ現在
ニナリマセヌカ、即チ其當時林刑事局長ガ
憤然トシテ怒ラレク氣分ハ結構デアリマス
ルガ、不幸ニシテ高見之通君ガ委員會ニ於
テ質問サレタ同様ニナッテ居ルノデアリマ
ス、所ガ又横山勝太郎君カラ斯ウ云フコト
ヲ聽カレテ居ル、一體モウチット法規ヲ變ヘ
ナケレバイカヌデヤナイカ、是ダケデハ到
底司法大臣ガ説明スルヤウニ公判中心主義
ト云フコトニハ行カヌデヤナカト云フコ
トニ對シテ、是ハ曩ニモ司法大臣ガ御答ニ
ナッタヤウデアリマスルガ、其時ニハ、法律
ンデアツク、所ガ其委員會デ高見之通君ガ質
問ヲサレテ、アナタノ御説明ヲ聽クト人權
蹂躪モ根絶スル、或ハ檢事ヤ豫審調書ニ偏
重ラサレテ、サウシテ公判中心主義ガ失ハ
レテ居ルト云フコトモ茲ニ變ラテ來ル、洵ニ
結構ナ案デアルガ、一體此司法省ノ説明ト
云フモノハ、何時モ吾々ヲ喜バスノデアル

ガ、本當ノ肚ノ底デハ、案ハ斯ウ云フ案ニ變
ヘタガ、大ニヤッテヤル積リデハナイカト云
フコトヲ聽イテ居ル、所ガ林刑事局長ハ憤
然トシテ、アナタハ私共ガ是ダケ熱心ニ刑
事訴訟法ヲ改正シテ、諸君ガ多年御要望ニ
付キマシテモ最モ力ヲ盡シテ規定シテ居ル
ニ幾多ノ規定ヲ置イタノガ、又第二ノ重要
ナル點デアリマス、殊ニ未決勾留ノコトニ
拘ラズ、看板ダケ掲ゲテ實際ハ大ニヤル
次第デアリマス、次ニハ豫審ニ辯
護人ヲ附セヨト云フコトハ、多年ノ寧ロ私
人ハ豫審ニモ干與スル、勿論其範圍ハ限ッテア
リマス、即チ辯護人ヲ豫審ニ干與セシムルト
云フコトガ又新ナル企テデアル、其次ニハ現行
刑事訴訟法中ニハ手續ノ中権ヲ成スモノハ公
判デアル、併ナガラ其實際ニ付キマシテハ中
権ガ豫審ニ移ッテ、公判ハ或ハ形式ニ流レル
ヤウニナッテ居ル嫌ガアルノデアリマスカ
ラ、此案ハ公判ヲ手續ノ中心ニスルト云フ
コトニ付キマシテハ、最モ力ヲ盡シテ規定
シテ居ルノデアリマス、斯様ニ提案ノ理由
ナッテ居ルト思フ、左様ニ司法大臣ハ御考
通君ガ心配ヲ致シテ質問サレタ通リニ現在
ニナリマセヌカ、即チ其當時林刑事局長ガ
憤然トシテ怒ラレク氣分ハ結構デアリマス
ルガ、不幸ニシテ高見之通君ガ委員會ニ於
テ質問サレタ同様ニナッテ居ルノデアリマ
ス、所ガ又横山勝太郎君カラ斯ウ云フコト
ヲ聽カレテ居ル、一體モウチット法規ヲ變ヘ
ナケレバイカヌデヤナイカ、是ダケデハ到
底司法大臣ガ説明スルヤウニ公判中心主義
ト云フコトニハ行カヌデヤナカト云フコ
トニ對シテ、是ハ曩ニモ司法大臣ガ御答ニ
ナッタヤウデアリマスルガ、其時ニハ、法律
制度ハ如何ニ完全ニシテモ、其局ニ當ル者
ノデアリマス、サウシテ其出々本ハ一ツナ
ノデアリマスルカラ、ソレハ系統的ノ事件
デアル、然ルニ裁判所ノ事務方針トシテハ、
之ヲドウ致シタカト云フト、先づ略式命令
程度ノモノヲ有罪ニシテシマフ、サウシテ
段々トアトノ上ノ方ノ者ヲ公判期日ヲ別ニ
シテ調べル、サウシテ其關係者ノ主ナル者
ガ、マダ一審ノ判決ガ終ラナイ中ニ上告ガ
確定シテ居ル、サウシテソレ等ノ者ハ異口
同音ニ公判廷ニ於テ、事實ヲ否認シテ居ル
ノデアリマス、若シ當該判事ガ其事件ニ對シテ
ノ注意ラシ、本當ノ公判中心主義デ、一

ト云フ責任ヲ感ズルナラバ、如何ニ選舉違反ノ事アリ。審理ヲ急速ニシナケレバナラスト言ッテモ、ソレ共同ニ同一事件トシテ併合シテ審理ヲ何故セヌノデアルカ、サウシテ其中ノ誰カガア無罪ニナラヌト云フコトヲ保證スル人ガアリマセウカ、或ハ再審手續モゴザイマセウガ、一時上告ガ確定スル、恐ラク私ハ今現ニ候補者ノ違反ニ御掛リニナツタ人デ、體刑ヲ勤メテ出テ來テ居ル人モアルト思フ、ソレ等ノ若シ無辜ノ人間ヲ調べテ、是ガ無罪デアルト云フコトノ判決ニナリ、サウシテ又ソレガ無罪デアツタ云フコトニナツタ時ニ、國家ハ此良民ニ對シテ如何ナル賠償方法ヲ致スノデアリマセウカ、既ニ體刑ヲ終シテ刑務所カラ出テ居ルモノハ、如何トモスルコトガ出來ナイ(拍手)斯様ナコトガアルノデアリマス、司法部ニ關係スル人々ハ一日何十人ト云フ多クノ人ヲ調べテ居ルノデアリマスルカラ、其被告ヲ見ル時ニ於テハ、ノカモ知レナイ、併ナガラ個人々々ノ立場ニナツテ見マスルト、ソレハ即チ生涯ノ名譽ヲ傷損シ、一家一門ノ恥辱ハ始サレルノデアリマス、私ハ司法部ノ各位ガ此點ニ對シテ、ナゼ一段ノ努力ヲ爲サラナイカ、私共ハサウ云フヤウナ唯單一ノ例ヲ擧ゲテ見マシテモ、今公判中心主義ガ十分ニ行ハレテ居ルト云フコトハ、御答辯ニハ爲サレルカモ知レマセヌガ、私共ハ決シテ承服致サナシテ、今ノヤウニ段階的ニ被告人ヲ調べル事

務ノ上カラ言ヘバ、或ハソレヲ一ツノ事件
トスルト云フコトハ、到底煩瑣デ出来ナイ
ト云フヤウナコトガアリマセウ、別ノ事件
ニシテモ宜シイ、其區ノ裁判所ニ同ジヤウニ
行ツテ居ル者ハ澤山アル、唯判決言渡ノ延期
ヲ致シテ、サウシテ他ノ關係者ノ事件ノ審
理ガ終結シタル時ニ、同一ノ期日ニ於テ言
渡ヲシテモ宜イノデアル、ソレヲ別々ニ段
段進メテ行キマスルモノダカラ斯ウ云フ非
難ガ起ル、ナゼナラバ、私共ガ裁判所ニ參
リマスト、彼ヨリ金ヲ貰タト云フ者ガ先ニ
服罪ヲシテ居ル、其者ヲ證人ニ喚ビマス
ト、今度ハ自由ノ天地ニ立ツテ居リマスカ
ラ、アナタニ貰タコトヘゴザイマセヌ、斯
ウ言フト直チニ検事ハ偽證罪デ引張ル、公
判庭デ引張ツタ例ハ幾ラモアル、所ガオ前ハ
三十圓ヤ五十圓ノ略式命令ニ服シタノデア
ルガ、偽證罪ト云フ罪ハ是ダケ重イ罪ダト
言ハレテ、二度目ノ公判デ言ヒ直ス者ガア
ル、私共ハ此點ニ付キマシテ嘗テ林司法大
臣ハ、此司法制度ノ運用其他治安維持ガ一
箇ノ國策ダト言ハレテ、或ル一方ニ於テ失
笑ヲサレタコトガアリマス、是ハ國策ト云
フ言葉ヲ司法大臣ガ用ヒラレタコトガ、或
ハ政治上ノ言葉トシマシテ適サナカツタカ
モ知レヌ、併ナガラ私ハ今コソ本當ニ司法
部ノ人ハ蹶然起ツテ、之ヲ匡正セネバ相成ラ
ヌ、今ヤ吾々ガ尊敬ノ的デアリマシタ所ノ
陸軍ハ、自ラ肅正ヲ唱ヘナケレバナラヌヤウ
ナ時代ニナツテ居リマス、又一般ノ官吏ハ
綱紀肅正ガ叫バレ、サウシテ官吏ノ進退行

動ニ對スル非難へ囂々タルモノガアル、サレタル一ツノ耿タタル司法權ノ上ニナテ、國民ガ疑惑ノ眼ヲ有ツト云フコトニナタナラバ、日本ヘ何處へ行クノデアリマス、アリマス、ソレラシテ或ハ吾々へ人權蹂躪ヲ叫ビ、裁判ノ公正ヲ絶叫スルト、或ハ自分ノ同僚、或ハサウ云フ私ノ爲ニ強辯ヲシテ居ルノデアル、左様ナコトデハ吾々ハ法部ノコトニ協贊シ、司法部ト歩ミヲ同ジウシテ行クト云フ誠意ト云フモノハ、求ムルコトガ出來ナクナル、私ハ本案ニ對シテシテ幾多ノ質疑ヲ持ツノデアリマスルガ、此點ニ對シマシテ、私ハ非常ナル心配ヲ致シテ居リマスルカラ、本日ハ此公判中心主義——此刑事訴訟法ガ十一年ニ改正サマシタ時ニ、大木司法大臣ガ議場デ答辯ヨルナレタコトガ、其後多年ノ間果シテ實行サレテ來テ居リマスカ、不幸ニシテ高見之達委員ガ質問ヲシタヤウナ結果ニ相成テルノデハナイカ、司法大臣ハ現在ノ裁判ノ上ニ、虛心坦懐ニ其實情ヲ述べラレテ、サウシテ所信ヲ明確ニセラレンコトヲ、私ハガオアリニナルノデ、我ガ司法部ノ爲ニ歎望シテ已ミマセヌ（拍手）

常ニ心配ヲサレテ、其改正スペキ點ト致シ
マシテ公判中心主義ノ徹底ヲ大イニ強調サ
レマシタ、縷々御述ベニナリマシタル中ニ
ハ、私トシテ直チニ首肯致シ難キ點モアリ
マスルケレドモ、兎ニ角辯護人トシテ訟廷
ニ出入セラレル青木君カラシテ、其實驗談
トシテ御話ニナリマシタ點ハ、大イニ敬聽
致ス次第デアリマス、私ハ裁判ノ實際ニ於
キマシテ、事實公判中心主義ハ行ハレテ
ルト考ヘテ居ル者デアリマスケレドモ、併
ナガラ裁判ノ仕事モ、日々之ヲ行ツテ居ル内
ニハ、事務的ニ之ヲ取扱フト云フ傾向ハ、
又免レナイ弊ダト考ヘルノデアリマスカラ
此點ニ付キマシテハ大ニ職員ニ注意ヲ想起
致サセマシテ、人民ノ身體竝ニ財産ニ關係
スル重大ナル案件ヲ日々取扱フ者デアルト
云フ、其職責ノ責任感ヲ大イニ高調作興セ
シメテ、此司法事務ノ眞ノ道ヲ歩ムヤウニ
大ニ努力ヲ致ス積リデアリマス、之ニ付
キマシテハ制度ノ改正ハ勿論、人事ノ刷新
ヲ先ヅ初トシテ、致シタイト考ヘテ居ル次
第デアリマス、尙ホ此問題ハ司法當局ト致
シマシテモ、眞ニ心カラ考ヘテ居ルコトデ
ゴザイマスカラ、ドウゾ暫ク時日ヲ假シテ
戴キタイト御願スル次第デアリマス

〔國務大臣鹽野季彥君登壇〕

○國務大臣（鹽野季彦君） 青木君ニ御答ニ

○青木雷三郎君　只今ノ司法大臣ノ御答難
ハ、非常ニ抽象的デアリマシタ、併ナガラ私ノア
質疑ヲ致シマシタルコトニ付テ、誠意ノアリ

マス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、
議案全部ヲ議題ト致シマス

一朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提出）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

ルコトニ計畫致シマシテ、現行法定額ニ追
加致シタノデアリマス、其事業ノ内容ハ、
朝鮮國有鐵道ノ幹線タル京釜、京義、京元、
咸鏡外四線ニ瓦リマス輸送力ノ増進ヲ圖ル

デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

大正十二年法律第五十二號中改正法律
案 第二讀會（確定議）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

大正十二年法律第五十二號中改正法律
案 第二讀會（確定議）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 別ニ御發議モアリ
マセヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ
通リ可決確定致シマシタ（拍手）

一朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案
（政府提出）

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 別ニ御發議モアリ
マセヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ
通リ可決確定致シマシタ（拍手）

一朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案
（政府提出）

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

○中山福藏君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此際政府提出、朝鮮事
業公債法中改正法律案及び朝鮮鐵道用品資
金會計法中改正法律案ノ兩案ヲ一括議題ト
爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メ
ラレンコトヲ望ミマス

一朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案
（政府提出）

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

一朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案
（政府提出）

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

一朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案
（政府提出）

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

一朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案
（政府提出）

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

一朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案
（政府提出）

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

一朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案
（政府提出）

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

一朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案
（政府提出）

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

一朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案
（政府提出）

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

一朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案
（政府提出）

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

一朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案
（政府提出）

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

一朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案
（政府提出）

國務大臣及ビ政府委員ヨリ答辯ガアツタノ
デアリマス、討論ニ入り採決ノ結果、全會
一致原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致
シマス（拍手）

官報號外 昭和十二年三月二十一日 榮議院議事速記録第二十七號 朝鮮事業公債法中改正法律案 第一讀會ノ續 第二讀會（確定議）

朝鮮事業公債法中改正法律案 第一讀會ノ續 第二讀會（確定議）

朝鮮事業公債法中改正法律案 第一讀會ノ續 第二讀會（確定議）

七一九

○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ、
日程第七、海外移住組合聯合會ニ對スル政
府貸付金ノ出資等ニ關スル法律案ノ第一讀
會ヲ開キマス——入江拓務政府委員

第七 海外移住組合聯合會ニ對スル政
府貸付金ノ出資等ニ關スル法律案

(政府提出) 第一讀會

海外移住組合聯合會ニ對スル政府貸付
金ノ出資等ニ關スル法律案

第一條 政府ハ海外移住組合聯合會ニ對
スル貸付元利金ノ内七百二十五萬圓ノ

債權ヲ同聯合會ノ主タル財產ヲ承繼シ
海外ニ於テ移住地ノ經營ヲ行フコトヲ
目的トシテ設立セラル株式會社ニ對
スル現物出資ニ充ツルコトヲ得

第二條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ出資ヲ
爲シタル會社ノ業務ニ關シ監督上必要
ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ
得

取締役ノ選任及解任、定款ノ變更、利
益金ノ處分、合併竝ニ解散ノ決議ハ政
府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力
ヲ生ゼズ

政府ハ取締役ガ法令、法令ニ基キテ爲
ス處分又ハ定款ニ違反スル行爲ヲ爲シ
タルトキヘ之ヲ解任スルコトヲ得

○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

第三條 前條ノ會社ハ毎營業年度ニ於ケ
ル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ
者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額
ニ對シ年六分ノ割合ニ達スル迄政府ノ
所有スル株式ニ對シ利益配當ヲ爲スコ
トヲ要セズ

前條ノ會社ノ每營業年度ニ於ケル配當
シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所
有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ
年六分ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テハ
其ノ超過額ハ總株式ニ對スル利益配當
ガ拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合
ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株
式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有ス
ル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一ト
四ノ割合ヲ以テ之ヲ配當スペシ

附 則
(政府委員入江海平君登壇)
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
○政府委員(入江海平君) 本案ハ政府提出、樺太市制
案委員ニ併セ付託セラレントコトヲ望ミマス
○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

第十一 日本銀行金買入法中改正法律
案(政府提出) 第一讀會

第十二 昭和十二年度一般會計歲出ノ
財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關ス
ル法律案(政府提出) 第一讀會

○中山福藏君 本案ハ政府提出、樺太市制
案委員ニ併セ付託セラレントコトヲ望ミマス
○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

第十三 神戶商業大學移轉改築費ニ充
用シタル金額ノ補填ニ關スル法律案(政
府提出) 第一讀會

○中山福藏君 本案ハ政府提出、樺太市制
案委員ニ併セ付託セラレントコトヲ望ミマス
○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

第十四 神戶商業大學移轉改築費ニ充
用シタル金額ノ補填ニ關スル法律案(政
府提出) 第一讀會

日本銀行金買入法中左ノ通改正ス

日本銀行金買入法中右ノ通改正ス

第五條第一項中「國庫金ノ勘定ニ移スベ
キコト」ノ下ニ「又ハ之ヲ大藏大臣ノ定
ムル所ニ依リ處分スペキコト」ヲ、同條
第二項中「納付スペシ」ノ下ニ「日本銀行
ガ金ノ處分ニ依リテ得タル利益ニ相當ス
ル金額ニ付亦同ジ」ヲ加フ

ム

第六條第二項中「二億圓」ヲ「四億圓」ニ改
テ、同聯合會ガ現在行ッテ居リマスル移住地
經營ノ事業ヲ繼承致シマシテ、移住者ノ經
濟的發展ノ中樞機關トシテ、一層積極的ニ
活動ヲ爲ス爲ニ設立セラレマスル株式會社
ニ對シ、現物出資ニ充ツルコトヲ得セシム

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ——日
程第十一乃至第十三ハ、便宜上一括議題ト
爲スニ御異議アリマセヌカ

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年度一般會計歲出ノ財源ニ充
ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案

政府ハ昭和十二年度一般會計歲出ノ財源

マス、仍テ日程第十一、日本銀行金買入法
中改正法律案、日程第十二、昭和十二年度

一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發
行ニ關スル法律案、日程第十三、神戶商業
大學移轉改築費ニ充用シタル金額ノ補填ニ
關スル法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀會
ヲ開キマス——大藏大臣結城豊太郎君

テ此會社ヲシテ其使命ヲ達成セシムル爲

ニ、政府ハ之ニ對シ必要ナル監督ヲ爲スコ
トト致シタノデアリマス、又移住地經營事

業ノ性質ヲ考慮致シマシテ、政府所有ノ株
式ニ對シマシテハ、配當上劣後的ノ取扱ヲ

スルコトニ致シタ次第、ゴザイマス、何卒
宜シク御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望

トヲ要セズ

ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起債シ得ル金額ノ外五千百二十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

神戸商業大學移轉改築費ニ充用シタル金額ノ補填ニ關スル法律案

昭和三年度ニ於テ施行シタル元神戸高等商業學校ノ移轉改築ノ經費及昭和四年度乃至昭和十年度ニ瓦リ施行シタル神戸商業大學ノ移轉改築ノ經費ニ充用シタル金額ヲ補填スル爲昭和十三年度迄ニ官立大學資金ノ内百三十二萬七千四百五十三圓ヲ限リ一般會計ニ繰入ルコトヲ得

附 則

本法ハ昭和十二年度ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年法律第二十六號ハ之ヲ廢止ス

(國務大臣結城豊太郎君登壇)

○國務大臣(結城豊太郎君) 只今議題トナリマシタ日本銀行金買入法中改正法律案ニ付キ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、昭和九年四月ヨリ施行セラレマシタ日本銀行金買入法ニ依リ、日本銀行ハ金ノ買入ヲ實行シテ參ツタノデアリマスガ、同行ノ金買入額ノ増加ニ伴ヒ、政府ノ同行ニ對シ負擔スル債務モ亦增加致シマシテ、隨テ法律ニ定メ

ラレタル債務負擔ノ餘力ハ、著シク減少ヲ見ルニ至タツノデアリマス、仍テ今後引續キ日本銀行ヲシテ金ノ買入ヲ續行セシムル爲ニハ、此際政府ノ債務負擔ノ限度ヲ二億

圓增加致シマシテ、四億圓ト改ムルヲ適當ト認メルノデアリマス、次ニ本法ニ依リ日本銀行ガ買入レマシタ金ヲ、外貨資金調達ノ爲メ使用致シマスルノ途ハ、現行法ノ下ニ於キマシテハ、之ヲ國庫金ノ勘定ニ移スノ方法ニ依ルノ外ナイノデアリマスガ、此國際政府ガ日本銀行ニ對シ、同行自身ニ於テ之ヲ海外ニ現送シテ、賣却スル等ノ處分ヲ爲スペキコトヲ命ジ得ルノ途ヲモ開イテ置クコトヲ適當ト認メマスノデ、是方爲メ必要ナル規定ヲ設ケタイト存ズルノデアリマス

次ニ昭和十二年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、昭和十二年度歲入歲出總豫算ニ併フ一般會計歲入不足ノ補填ニ付キマシテハ、之ニ關スル法律案ヲ今期議會ニ提出シテアリマスルガ、別途提出致シマシタ同年度歲入歲出總豫算追加第一號ニ計上致シマシタル經費ノ財源ニ付キマシテモ、亦今日ノ場合大部分ハ公債ニ依ルノ外アリマセヌノデ、五千百二十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ得ルコトト致シマシテ、

次ニ昭和十二年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、昭和十二年度歲入歲出總豫算ニ併フ一般會計歲入不足ノ補填ニ付キマシテハ、之ニ關スル法律案ヲ今期議會ニ提出シテアリマスルガ、別途提出致シマシタ同年度歲入歲出總豫算追加第一號ニ計上致シマシタル經費ノ財源ニ付キマシテモ、亦今日ノ場合大部分ハ公債ニ依ルノ外アリマセヌノデ、五千百二十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ得ルコトト致シマシテ、

○副議長(岡田忠彦君) 各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス
○中山福藏君 日程第十一乃至第十三ノ三案ハ一括シテ政府提出、一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律案外二件委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス
○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ
ミ、別ノ法律案ト致シマシタ次第アリマス
尙ホ本法律案ハ前述ノ如ク、總豫算ニ併フマス、

| 正誤 | 誤 | 段行 | 頁 |
|-----|---|----|-------|
| 六四四 | 三 | 八 | 十五万圓 |
| 六五二 | 三 | 二 | アトマセウ |

本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス
タル金額ノ補填ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、昭和三年度ニ於テ施

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

官報號外

昭和十二年三月二十一日

衆議院議事速記録第二十七號

七二二